



福井の科学者

地域に根ざす科学者運動 **138**

2022・6

目次

- [緊急声明]
ロシア連邦によるウクライナ侵攻と核発電所の占拠 (1)
に強く抗議し、ウクライナからの即時撤退を求めます
- =大学教育 小特集=
大学の自治と教育改革
—福井大学での共通教育改革の事例から—
寺岡 英男 (3)
学生の探究的学びのプロセスの事例研究
—福井医療大学の養護教諭志望学生の事例をてがかりに—
森 透 (13)
- 「メディアと権力」の現在を考える
—『世界』連載「メディア批評」等を手がかりに—
伊藤 勇 (32)
- 名古屋バックフィット訴訟判決
—「重大な損害を生ずるおそれ」とは—
笠原 一浩 (40)
- JSA「研究者の権利・地位宣言/倫理綱領」
制定活動の検証と意見
高木 秀男 (46)
- 北陸新幹線敦賀開業を目前にして、
県民の足を守る運動と県政を問う
松原 信也 (53)
- 福井県における新型コロナ感染流行
村岡 道夫 (56)
- [書評]井上武史著
『原子力発電と地域政策／「国策への協力」と「自治
の実践」の展開』
小野 一 (58)
- =編集後記=
(61)

日本科学者会議福井支部

会員の原発関連著書

原発再稼動適合審査を批判する－炉工学的安全性を中心として

著者名: 舘野淳 山本雅彦 中西正之 出版社: 本の泉社

発売日: 2019/1/23 ¥ 1,019

脱原発社会を求める君たちへ

著者名: 小野 一 出版社: 幻冬舎ルネッサンス新書

発売日: 2018/3/8 ¥ 880

地方自治と脱原発 -若狭湾の地域経済をめぐって

著者名: 小野 一 出版社: 社会評論社

発売日: 2016/2/15 ¥ 2,420

緑の党 運動・思想・政党の歴史

著者名: 小野 一 出版社: 講談社選書メチエ

発売日: 2014/9/11 ¥ 1,870

原発被曝労働者の労働・生活実態分析

－原発林立地域・若狭における聴き取り調査から－

著者名: 高木 和美 出版社: 明石書店

発売日: 2017/10/30 ¥ 6,050

原発を阻止した地域の闘い 第一集

編集: 日本科学者会議 出版社: 本の泉社

発売日: 2015/11/27 ¥ 1,540

[緊急声明]

ロシア連邦によるウクライナ侵攻と核発電所の占拠に強く抗議し、
ウクライナからの即時撤退を求めます

ロシア連邦によるウクライナ侵攻は国連憲章や国際法を踏みにじる行為であり、核発電所を含む核施設の占拠や核兵器保持を示しての威嚇は、重大な帰結を招き得るものであります。私たちはロシア連邦に強く抗議し、ウクライナからロシア軍を即時撤退させることを求めます。

2022 年 3 月 9 日
日本科学者会議福井支部幹事会
代表幹事 山本富士夫

【Urgent Statement】

We strongly protest the Russian Federation's invasion of Ukraine and the occupation of nuclear power plants and call for an immediate withdrawal from Ukraine.

The invasion of Ukraine by the Russian Federation is an act of trampling the Charter of the United Nations and international laws, and the threat of occupying nuclear facilities, including nuclear power plants, and possessing nuclear weapons can have serious consequences.

We strongly protest the Russian Federation and urge the immediate withdrawal of Russian troops from Ukraine.

March 9, 2022
The Japan Scientists' Association, Fukui Branch
YAMAMOTO Fujio, Representative Secretary

【Срочное заявление】

Мы решительно протестуем против вторжения Российской Федерации в Украину и оккупации атомных электростанций и призываем к немедленному выводу войск из Украины

Вторжение Российской Федерации в Украину является актом нарушения Устава Организации Объединенных Наций и угроза оккупации ядерных объектов, в том числе атомных электростанций, и обладание ядерным оружием могут иметь серьезные последствия.

Мы решительно протестуем против Российской Федерации и призываем к немедленному выводу российских войск из Украины.

9 марта 2022 г.

Ассоциация японских ученых, Фукуи Ветвь
ЯМАМОТО Фудзио, представитель-секретарь

大学の自治と教育改革

—福井大学での共通教育改革の事例から—

寺岡英男(日本科学者会議福井支部)

私は、2022年4月16日に開催された「JSA北陸地区シンポジウム 共通テーマ”学問の自由と大学の自治”」で、福井支部からの報告として、「大学の自治と教育改革—福井大学の事例—」を報告する機会を得た。このときの内容は、学長選、中期目標・中期計画の評価と予算配分、共通教育改革、国際地域学部の創設、教職大学院の事例という「盛りだくさん」の内容であった。そこで本稿では、それらの内容から、私が教育・学生担当理事・副学長(2010年度—2016年度)として関わった共通教育改革に限定して、共通教育における教養教育、課題探究的な学習、英語教育、教学のガバナンスの問題を取り上げ、加えて上記教育内容の2016年に発足した国際地域学部での継承展開を考察してみたい。

1. 1999年に完成された共通教育(文京キャンパス)とWGでの改革の検討

2010年にWGで検討を始める当時の共通教育(文京キャンパス)は、それがGPに採択されたことが物語るように、対外的にも高い評価を得ていた。その内容は、多くの割合を占める教養教育・副専攻科目について、多様な学問分野に関心と視野を広げる教養教育科目からなる「共通教育・副専攻科目:A群」と学部の専門教育の内の基礎的科目を異分野の学生にも高度教養教育として開講する「専門教育副専攻科目:B群」とに分け、しかも均等履修、集中履修、自由選択履修と「副専攻制度」の組合せで履修させる方法が取られていた。さらには、高校から大学教育へとつなげる「大学教育入門セミナー」、2つの外国語履修で必修12単位の「外国語科目」、一年次前期全員必修で、TAも活用してコンピューター・リテラシー教育を目的とする「情報処理基礎科目」などで編成されていた。また、福井大学では、共通教育は、大学発足以来教育学部教員が担当してきたが、それを改め全学教員が協力し参画すること、そのために新たに「共通教育センター」を設立し、その中に10の部会組織を置き、全教員がいずれかに所属する組織体制を確立した。

しかし10年以上経過する中で、厳しい大学財政による予算と教員の縮減の下、全学教員が参画しての多様な分野と系を開き教育を維持していくは厳しい状況となった。そこで、高等教育推進センター内に共通教育見直しの検討の作業部会を設け、再構築の検討に取り組んだ。具体的には、基礎教育科目の括りや外国語の見直し、保健体育科目や第2外国語の選択科目化、B群科目の廃止、等の検討がなされた。⁽¹⁾

2. 教養教育(一般教育)の見直し

当時、日本学術会議の「学士課程の教養教育について」の提言が出された(2010年)。提言では、次のようなことが述べられていた。

教養教育においては、現代の状況にふさわしい「市民的教養」を模索すべきとして、「市民性の本質」を、「公共性に関わるものを対象とした個人の参画と、それを支える自律と連帯」と定義している。大学の教養教育でそうした市民の育成を図るために、teaching主体からlearning主体への転換が要ること、その中で、社会の公共的課題の解決のために参加型学習を組織し、他者の価値観や視点を理解し他者との協働の能力を向上させることの重要性」を指摘して

いる。⁽²⁾

この日本学術会議での教養教育の論議に先立つ10年前の1991年には、大学設置基準等の改正による「大綱化」がなされ、それによって、日本の大学教育は、教養部の解体も含めて全国的な一般教育の改革に直面した。

この時期に佐藤学は、一般教育をめぐる議論が混迷する理由の一つとして、その概念の曖昧さを以下のように述べている。⁽³⁾

新制大学の一般教育は、旧制高校の教養教育を取り込んで発足した事情もあり、「リベラル・アーツ」と同義とみなされていた。それはエリート養成の大学に要請された「教養人の形成」という言葉でイメージされていて、「リベラル・アーツ」の伝統を引きずるものだった。それに対して「一般教育」は、「リベラル・アーツ」の枠から脱却する形で、「社会の要請に応じた選択的な専攻と課程を多様に組み込みながら、同時に、それぞれの専攻と課程で共有すべき専門的知識と、市民社会で共有すべき共通教養とを、一貫性を持って統合する原理を準備した」と明確に区別した。同時に、後者の一般教育の理念を導入した日本の新制大学が、その元になっている「ハーバード委員会の報告書『自由社会における一般教育』1945の枠組みを形式的に導入するところから開始しなければならなかったことが、「戦後わが国の大学の一般教育の枠を規定することとなり、今日の混迷も準備されていた」と述べる。そして、「ハーバード委員会の報告書『一般教育』の強調点は、知識の『広さ』と『バランス』にあり、それらの知識を統合する主題、専門教育との関連は明示されてはいなかった」とし次のように一般教育の再構築の方向性を示している。

今求められるのは、これらの一般教育の改革の努力を正当に評価し、その改革を阻んだ条件を検討し直すこと、…現代の複雑化した社会を前にして、大学は、どう社会的諸問題の解決に貢献しうるのか、それら

の問題解決のために、生涯をかけて学び知的に貢献する学生をどう教育すべきなのか。そう真摯に問いかけること、それ自体が、一般教育の精神を復興させ、大学の内側からの改革を準備するのであり、逆に言えば、その問いかけなしに、一般教育の危機を克服する方途を見出すことは不可能である」と。⁽⁴⁾

3. 社会の公共的課題の解決のためのコア・カリキュラム

日本学術会議や佐藤学の言う、教養教育の見直し、一般教育の復興という観点から、1999年の福井大学の教養教育改革、特にその柱としての教養教育・副専攻科目を見てみる。そうすると、均等履修・集中履修・自由選択と副専攻制の組合せで、様々な学問分野に触れ広い視野から、あるいは専門分野のみならず専門と関連する周辺の興味ある学問分野にも意欲的に親しむことのできる履修方法が配慮されているものの、開講される内容は社会、人間、文化、技術、自然の5分野20系174科目と多様に個々に開講される科目であり、これは、ハーバード委員会の報告書の当時の枠組みからは抜け切れていないのではないかと。しかも、それを integrate するのは学生個人であり、佐藤の言う「知識を統合する主題」までカリキュラムとしては括られてはいなかったと言えるのではないかと思われる。

しかし、他方で本学の状況を見ると、課題の解決のための協働的な探究的な学習への志向はすでに取組まれていた。例えば、工学部創成教育GPの取組「夢を形にする技術者養成プログラム」がある。これは、「学科・学年の枠を超えた少人数グループにより、それまでに獲得した知識・技能を総動員して課題解決に取り組む活動(統合型体験学習)を学科横断型の教員組織で支援する新しいタイプの教育を核としたプログラム」であった。⁽⁵⁾

また、2010年度に新設された就業力GP(大

学生の就業力育成支援事業)に教育地域科学部の申請「世代間交流と地域参画活動が生み出す就業力」が採択されたが、就業力関係科目の共通教育としての開設を打ち出している。そこでは、従来ある探求ネットワークやライフパートナー等の「実践地域参画科目」やワークショップ科目等の専門教育の中で地域活動についてまとめた成果の「地域づくり協働実践科目」の共通教育B群での開設、あるいはキャリア形成科目の開設などがなされた。

共通教育の見直しを検討するWGでは、これらの福井大学での取組をふまえて、これらのカリキュラム化を図ること、しかもそれらを共通教育の枠の中に単に加えるということだけでなく、共通教育全体の枠組みやセメスターの見直しに繋げて検討し、共通教育全体の改革への重要な契機として位置付けていくことが検討された。⁽⁶⁾

2013度に始められた「地(知)の拠点整備事業」への福井大学の採択は、教養教育でのコア・カリキュラム化を一気に加速するものとなった。事業計画では共通・教養教育についても以下のような構想がまとめられ、実施に移された。

1. 共通・教養教育

地域の課題解決の視点をふまえ、上に示した人材を育成するためのカリキュラムを編成する。その際、そうした人材育成に関わる共通・教養教育と専門教育のカリキュラムとが関連し合うよう体系化を図る。

①特に共通・教養教育では、この事業で柱とした主要な分野を念頭に、コア・カリキュラム化を図り、それら科目の履修を通して、その分野全体に関わる課題認識と問題関心が高まるようにする。このコア・カリキュラムでの主題は、ものづくり・産業振興・技術経営、持続可能な社会・環境づくり、原子力・エネルギーの3分野とし、学生が地域の課題についてより体系的に学べるようにした。

②専門教育では、共通・教養教育でのコア・カリキュラムとのつながりを意識しながら、専門教育で深く学習できるようカリキュラムを再構成する。

2. 地域の抱える現実的な課題を対象とした共通・教養教育や専門教育では、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学習(アクティブ・ラーニング)への転換が不可欠であることから、他の専門家や企業・市民等とのコミュニケーションや、コースワークやインターンシップ等教室外学修の機会を重視する。

3. 以上の教育内容・方法の体系化は、教員間の連携と協力が必要である。また、学修時間の確保・増大や単位の実質化の作業も並行して行う必要があり、そのためには、教育の組織化が求められる。とくに本事業で取組む主要な分野で地域と大学とをつなぎ共通・教養教育と専門教育を通して人材育成を図るための教員の組織化には、専門家(ファカルティ・ディベロッパー、コーディネータ)を配置する。⁽⁷⁾

4. 英語教育改革

共通教育改革のもう1つの柱は、共通教育の外国語・英語教育であった。

英語教育改革については、大学教育改革の中で国際的に活躍できる人材の育成を図るために大学間の交流や日本人学生の海外派遣等が言われ、県内においても英語を中心とした語学教育の充実が求められていた中で、語学センター設置WGが置かれ構想が検討された。その構想では、当時の共通教育での週1回の英語教育の授業では、不十分であるとの認識から、専門のインストラクターによる統一したカリキュラムによる習熟度別授業や授業時間増が提案された。この構想案は2010年9月に承認され、これを機に福井大学のグローバル化は進み始める。

2012年度には、学長から学生の送り出し

200人構想が示されたが、これらの構想を現実のものに転化しこれも一気に進展させたのが同年度のグローバル人材育成推進事業(学生の海外留学促進)の採択だった。この事業は、工学部を中心に全学的に取組むもので、それを実現するための教育カリキュラムとして、①実践的グローバル人材育成プログラム(主に短期海外研修プログラム)、②国際的通用性を持つ教育課程づくり(海外ベンチマーキングによる独自の質保証)とともに、③実践的英語教育の実現(語学センター中心に語学教育の革新)が3つ目の柱となっている。

⑧ この語学センターを中心とした実践的英語教育の実現は、英語教育専門家のインストラクターを中心に、授業の週2回化、少人数、習熟度別クラス編成、TOEICの導入等が行われた。実践的な英語教育は、1年生がリスニングとスピーキング中心、2年生はリーディングとライティングに焦点が移された。特に週2回の少人数教育を行うための授業時間割編成と教室の確保は大変な作業で、それらは共通教育委員会の下に置かれた英語教育検討専門委員会やのちにそれに合同する全学グローバル人材推進委員会語学教育部会とのWGが月一回のペースで精力的に検討された。また言語開発センターやグローバルハブという学習・交流施設の環境整備が図られた。^⑨

この英語教育改革に取り組むに当たっては、日本学術会議の「21世紀の教養と教養教育」2010.4の提言が1つの拠り所であった^⑩。提言は次のように述べている、

言語教育の充実を図ることが重要である
②グローバル化が急速に進展している現代世界では、国際共通語としての地位を確立しつつある英語の教育の充実を図ることも重要である。大学における英語教育は、従来の外国語教育とは別のカテゴリーに属するものとして、言語と文化を異にする他者との交流・協働を促進し豊かにするために、口頭によるコミュニケーション能力だけで

なく、むしろアカデミック・リーディング、アカデミック・ライティングおよびプレゼンテーションを核とするリテラシー教育として充実を図ることが重要である。③国際化が進展する現代社会では、英語以外の外国語の教育も重要である。それは、世界の多様性の認識と異文化理解を促進するためにも、また、自国の言語文化を反省し、その特質を自覚し、それをより豊かなものにしていくうえでも重要である。

5. 共通教育の再構築

以上、教養教育(一般教育)の見直し、課題探究学習とコア・カリキュラム、英語教育改革を中心に改革の実際を見てきたが、こうした結果として1999年に改正された共通教育は、2016年度に大きく再構築されるものとなった。

まず組織的には、文京と松岡2つのキャンパスごとに別々に管轄してきた組織が廃止され、新たな「共通教育部」という学部準じる組織が設置された。この「共通教育部」の下で、次のような共通教育のカリキュラムが編成された。まず、5分野で構成されていた「共通教養・副専攻科目(A群)」は「地域コア科目群」と「教養教育科目群」で構成される「共通教養科目」に再編された。このうち「教養教育科目群」は、現代社会の複合的・学際的諸問題や科学技術リテラシーを幅広く学習させるという目的で、文理融合的な「人間理解・言語コミュニケーション」「歴史・文化理解」「社会経済・科学技術」の3分野で構成された。また地域コア科目群は、COC事業との関わりで、「ものづくり・産業振興・技術経営」「持続可能な社会・環境づくり」「原子力・エネルギー」の3分野でコア・カリキュラムとして構成される。そして英語教育については、語学センター中心の実践的な教育を継続しながら、その必修履修科目数は学部の特性に応じて変更され、専門教育における

語学教育との連動性も改善された。また基礎教育科目のうちの英語以外の外国語科目や保健体育科目の履修要件は、担当教員の減もあって学部の特性に合ったものに再編された。こうした結果として、共通教育の履修方法と修得要件単位数は、学部によって異なるものとなった。⁽¹¹⁾ (表-1)

6. 教学ガバナンス

以上のような全学的に共通教養改革を行ったが、そこで直面したのは、教学ガバナンスであった。この時期に特にそれを実感したのは、次の2つの課題だった。

1つは、2012中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換について」で提起された、学生の学修時間の増加・確保の問題と全学的な教学マネジメントの課題である。この中教審の動きの前に、福井大学では2010年に10年ぶりの「学生生活実態調査」を実施した。⁽¹²⁾その中で授業以外の学修時間は週平均3.4時間と少ない結果で、GPなど比較的多くとっている一方での実態は衝撃的だった。その直後の2011年にこの答申につながる大学教育部会の「中間報告」が出された。そこでは、「日本の大学3つの問題」として、①学生が勉強をしていない：東大・大学経営政策センター調査で、授業以外の学修時間4.6H/週、②教員の密度が低い：担当コマ数が多い。授業にかかる時間少ない。③システムにおいて革新が生じない：個別の工夫/個別教員の工夫はあっても教育プログラム全体の一貫したガバナンス不在、が指摘された。

いま1つは、国際的なベンチマーキングということで本学の教育を見て評価を依頼したブラウン大学(当時)のタカヤマ博士の指摘であった。

先に触れたように、国際的に通用する教育課程という目標を掲げたので、学部ごとに優れた教育を行っている海外の大学から学んでくることを目的に、2012年に国際的なベンチ

マーキングを行う。そして、それを単発に終わらせず、次は福井に招いて評価してもらうという機会を持つ。依頼したのは、ベンチマーク先の1つ、ブラウン大学FDセンター長のタカヤマ博士で、1週間福井に滞在してもらい、授業参観、交流、講演等でアドバイス・評価を頂いた。

その際指摘されたのは、履修授業科目の多さとガバナンスの重要さである。タカヤマ博士は、「学生の履修コースの多さを知ってショックを受けた。」と述べていた。ガバナンスに関しては、ブラウン大学の取組として、コース・カリキュラムの管理運営は、学部の担当部長が監督責任を持ち、カリキュラム委員会を所掌し、委員会が審査している。コース評価については、評価の内容と方法を高め、学生にフィードバックし授業の改善に活用している。また全米の大学が参加しているAAC&UのVALUE Rubricを活用し、コースでの学びを通して学生にどのような成果を生み出しているか等を分析しているという。⁽¹³⁾

またタカヤマ博士からまず指摘されたのが以下のことだった。

「学生は受信側にいる。大学改革の輪にまだ入っていない。彼らのフィードバックがカリキュラムにどう影響を与えているのか、彼ら自身が良く分かっていない。学生が授業評価を行い、コースや教育についてフィードバックするのなら、その内容がどのように授業改善に役立っているのか、大学が学生との双方向のコミュニケーションを持つことが重要」ブラウン大学では、授業での学生との双方向のコミュニケーションばかりでなく、学内の諸委員会等への学生参加の機会が用意されている。

このような指摘を参考に、共通教育改革に繋げて、2014年には大学全体の教育改革を行う組織改革が行われる。(図-1)

7. 共通教育改革の新設された国際地域学部への継承発展へ

以上述べてきた共通教育の改革の取組、特に英語教育と課題探究型授業等については2016年に新設された国際地域学部のカリキュラムの中心部分で継承されている。最後にそのことについて触れておきたい。

文科省は2015年に、教員養成系学部・大学に置かれたいわゆる新課程について廃止や他の分野への転換を通知した。福井大学では教育地域科学部の新課程・地域科学課程の廃止とそれを主たる原資とする新学部の設置構想づくりを進めていた。廃止する新課程を原資とすることに加えて、国際化を目指す語学センター・国際センターの人材の活用とSGU構想の具体化やCOC構想、さらには地元の高校等からの人文社会系の学部設置への期待が強い後押しとなった。このうちSGU構想は、募集では不採択となったが、募集に当たっては、教育改革と教務システム改革について、10年後を見通し、思い切った国際化という横串を入れた構想を出すことが求められていたため、構想した多くの部分は、今後の教育改革に取り入れて行くという考えは前提であった。たとえば、交換留学制度を充実させた海外留学の派遣と受入れ、それを可能にする国際的通用するシラバスやナンバリング、GPAなどの教務システム改革、それにタカヤ博士から指摘された単位の実質化と週当たり受講するコマ数の大幅削減などで、こうした構想の実現は、全学の教育の国際化を牽引する新学部の役割が期待されていた。

構想に当たっては、2012年6月の文科省「大学改革実行プラン」も拠り所とした。ここでは、大学改革の方向性として大学の機能の再構築の柱が提起されていたが、それは①大学教育の質的転換と大学入試改革、②グローバル化に対応した人材育成、③地域再生の核となる大学づくり(COC構想)、④研究力強化、世界的な研究大学とイノベーションの

創出で、このうちの①から③を踏まえている。

こうした結果2016年に新学部は国際地域学部として新設された。そこでは、交換留学制度による国際化(そのための交流大学の開拓、語学センターの英語教育を発展させた英語教育、教務システムの改革*など)、地域の抱える課題に地域と連携して協働で取組む課題探究学習(PBL)を中心にカリキュラム編成が行われた。国際化では、交換留学は語学研修のための留学ではなく、4技能を中心に留学先でその言語による教育が受けられることを前提にした留学前2年間での密度の濃い英語能力の形成、留学条件としてのTOEFL IPT530以上、累積GPA2.50以上、交換留学のための国際的に通用する教務システムの構築(キャップ制、ナンバリング、GPA、学習支援制度等)、PBLでは、地域や国際社会が抱える諸課題の探究と解決に能動的に取り組む科目で、1年次から4年次まで積み上げて継続的に開講されるプロジェクト科目として編成された。事例研究やワークショップが取組まれるが、地域の企業や行政、民間機関との連携が想定された。⁽¹⁴⁾このようなコース・カリキュラムは、従来の福井大学での大学教育の枠を超えるものであり、実施に当たっては、スムーズに行われたわけではなく、相当の議論と試行錯誤を要した。

8. 教育改革の取組を振り返って

この間の共通教育改革を中心にした取組を振り返りいくつかの課題を述べてみたい。

第一は、法人化された以降の国の文教政策等に制約される形で改革が取組まれていることである。例えば英語教育改革でのGGJ事業、コア・カリキュラム化でのCOC事業、採択はされなかったが国際化を進展させ国際地域学部のカリキュラムでの具体化に繋げたSGU事業等である。大学予算縮減の中で事業に採択されれば新たに予算がつくこと、そのために採択をめざして尖った構想づくりを

行うこと、首尾よく採択されれば、改革を促し進展させるという機能を果たすこと、さらにはそうした結果として中期目標・中期計画の評価において高い評価につながるというサイクルが形成される。

しかしその一方で、応募のための構想づくり、申請書作成、中間報告、最終報告書作成に費やす時間と労力は莫大であり、採択され予算を獲得したとしても事業期間中シーリング予算となるばかりか、そのための予算ゼロという状況を睨んでの対応が求められる。そうした期間の定められた事業の中で、例えば任期付き教職員の雇止めという問題も生まれることになる。

第二は、第一の問題と関係することであるが、採択されるよう尖った構想づくりを進めることは、大学教育の中であくまでも学生の学修と能力の形成にとって意味のある改革であることが基本的に要請されなければならない。そのためには大学の自治の仕組みの中の十分な検討と合意の形成が求められるが、ここで取り上げた共通教育等の改革でも、関係するWGや委員会を設置しての検討は多く重ねられたが、例えばそれと学部教授会等での議論の往復運動が十分であったかという点必ずしもそうではなかったと思われる。

とくに改革構想が尖ったものになれば、学部間での対応状況の違いと全体の合意形成の困難さが出てくる。例えば、国際地域学部で国際的に通用する教務システムの導入を図り、成績評価は13段階で行った。それを共通教育の履修と評価に適用しようとするれば、交換留学の必要上そうした対応が迫られる場合と他学部の場合で認識は異なる。そこに合意形成と整合性をどう図るか。この場合ではシステムを並置し、国際地域学部の先導的な試行の状況を見ながら他への適用を検討する扱いとされた。また国際地域学部では、こうした評価と連動して履修中止 **Withdrawal** や科目未修了 **Incomplete** という厳格化を図る一方で、

一定の条件の下での上書き再履修 **Retake** や学習改善支援制度を設けている。これはあくまでも学部内措置であり、学生の学修と能力の形成にとって意味のある教育改革を自治の仕組みのなかでどう構築していくかは引き続き課題である。

第三は、上記のこととは別の問題として、教員の意識あるいはシステムの問題がある。例えば一般教育について、リベラル・アーツの伝統的な捉え方に立つ教員は今でも少なくない。そうした状況の中で、それとは異なる概念によるカリキュラム構成や方法を求める改革は容易ではない。その原因として佐藤学が指摘する日本の大学の仕組みは根が深い。佐藤は、次のように指摘している。⁽¹⁵⁾

授業科目と教授人事を一体化してきたわが国の大学は、一般教育のカリキュラムを開発し、その運営と評価に責任をもつ十分な組織をもちえなかった。授業科目と人事が未分化の制度のもとでは、諸学問の相関と統合の契機も、その契機に支えられたカリキュラムの概念も、成立すべくもなかったのである。その結果、多くの大学の一般教育は、相互に関連のない授業科目の集積という事態を招き、授業内容を相互に関連づけるカリキュラムの一貫性も、教授と学生の親密な学び合いのコミュニティも成立させることはできなかった。

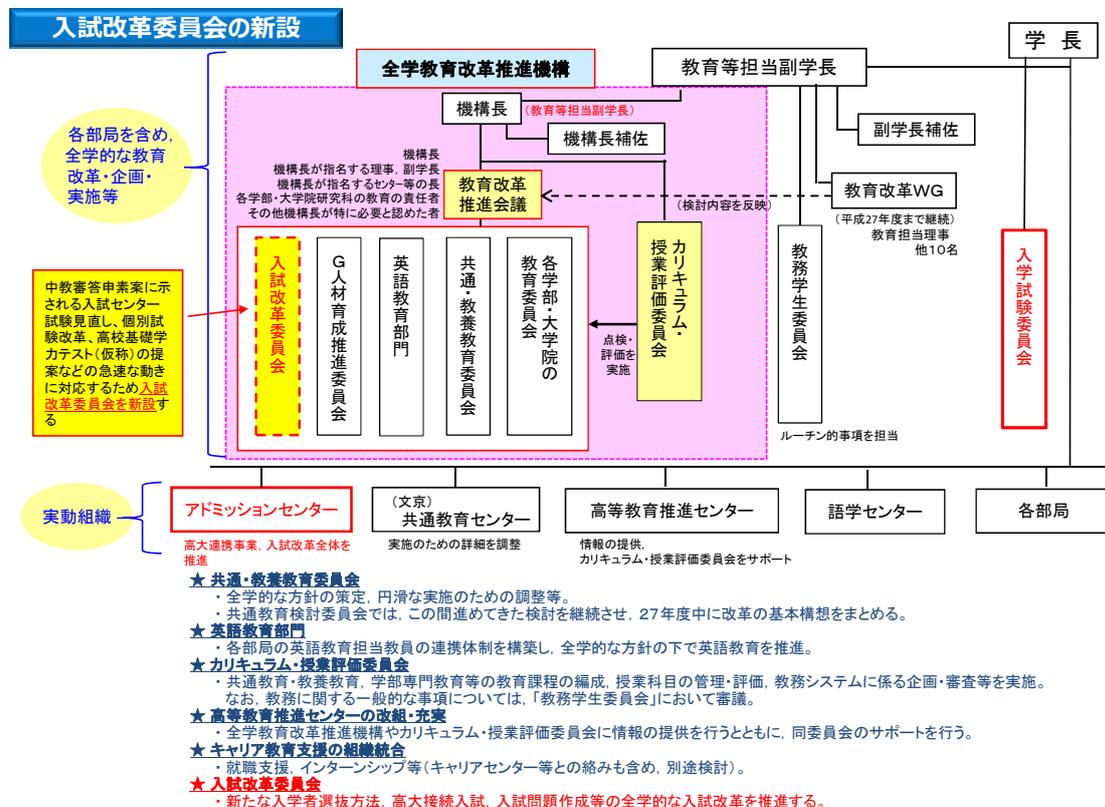
これは極めて重要な指摘であり、本稿で取り上げた共通教育改革においても、共通教育が、全学教員が参画しての多様な分野と系を開き教育を維持していくは厳しい状況を抱えたといういわば外的な問題だけではなく、本来の一般教育を行うに足る教育組織とカリキュラムの一貫性を持つに至らなかったという問題を持っていたということが出来る。そしてその原因は、佐藤が指摘するような授業科目と人事が未分化の制度に止まっていたことにあると思われる。これは、この時期の共通教育改革において直面した、他のいくつかの

表-1 文京地区の共通教育科目の履修要件(単位と科目数)

科目群	改組前 必要単位 (科目数)	改組後学 部 科目群	教育学部	工学部	国際地 域学部
入門セミナー 情報処理基礎	4 (2)	入門セミナー 情報処理基礎	4 (2)	4 (2)	4 (2)
英語(第1外国語)	8 (4)	外国語(英語) (1単位科目)	4 (4)	6 (6)	8 (8)
第2外国語	4 (2)	第2外国語 (1単位科目)	0	0	4 (4)
保健体育	2 (1)	保健体育	2 (1)	2 (1)	0
均等履修 5分野から各1科目以上 1分野はB群で代替可	10 (5)	地域コア科目群 3分野から2分野選択	4 (2)	2 (1) 2※1 (1)	4 (2)
集中履修 A・B群の1分野から	6 (3)	教養教育科目群 3分野から各2科目以上 国際地域学部は1科目以上	12 (6)	12 (6)	6 (3)
自由選択履修	4 (2)	自由選択履修※2	4 (2)	4 (2)	6 (3)
卒業要件単位	38 (19)	卒業要件単位	30 (17)	32 (19)	32 (22)

※1:工学部は科学技術と倫理が必修, ※2:教育・工学部は国際地域学部開講の第2外国語科目も選択可能

図-1 大学全体の教育の組織改革(全学教育改革推進機構)2014



重要な課題に対しても同様に当てはまる。具体的には、共通教育・英語科教育での4技能の形成を中心とした「従来の外国語教育とは別のカテゴリーに属するもの」(日本学術会議の提言)への転換の場合、あるいはコア・カリキュラムや国際地域学部でのPBLの導入を行おうとする場合である。これらはいずれも授業科目と人事が未分化の制度から派生する問題であり、コンパートメント化されたカリキュラム・教育組織の壁である。カリキュラムと教育組織の再構築によるカリキュラムの「一貫性と統合性」は、大学教育の改革を自治の仕組みの中で行わなければならない、課せられた課題である。⁽¹⁶⁾

第四は、教育改革を進めるに当たっての学生参加の問題である。これについては、この間の本学での教育に対する国際評価でのタカヤマ博士の指摘について紹介した。ブラウン大学では、学生参加は、授業・カリキュラムの評価による改善のサイクルに止まらず、大学の運営等への参加、そしてそれを通しての学生も不可欠の構成員として位置付けた大学という組織をコミュニティとして捉える見方がある。⁽¹⁷⁾

大学生の発達研究をしている Mercia B. Baxter Magolda の Self-authorship の理論をその拠り所であると紹介している。それによると「学生ははじめから自律的には学習しない」という考えで、それを発達させるための大学側の適切なコースやカリキュラム等の手立てを講じ、そのプロセスで自分と格闘し、徐々に自らの役割を自覚ししていくと述べている。⁽¹⁸⁾

文中で使用した略号の簡単な説明

GP : 文部科学省では、「Good Practice」をキーワードとして、教育の質向上に向けた取組や政策課題対応型の優れた取組など、大学における学生教育の質の向上を目指す個性・特色のある優れた取組を選び、補助事業としてそれをサポートした。これらのサポートのた

めのプログラムとして、2003年度からの「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」, 2004年度から「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」, 2008年度から「質の高い大学教育推進プログラム(教育GP)」, さらには2010年度からの「大学教育・学生支援事業」のテーマA「大学教育推進プログラム」がある。福井大学の1999年からの教養教育改革は、2005年度に特色GPに教育課程改革の枠で採択された。

GGJ : Go Global Japan の略で、2012年度に学生の「内向き志向」の克服を目指して、「とびたて Japan」として、グローバル人材の育成を目指した事業。東海・北陸の国立大学では福井大学が唯一採択された。

SGU : Super Global University の略。GGJの発展事業として、2014年に設けられたもので、世界のトップ100を目指すタイプ(国公私立13大学)とグローバル牽引型タイプB(同24大学)の事業がある。

COC : Center of Community の略。地方創生の政策を受け2013年度に始められた事業。大学の強みを生かしつつ、大学の機能別分化を推進し、地域再生・活性化の拠点となる大学の形成に取組むことを謳った「地(知)の拠点整備事業」。なお、2015年度にはそれが発展したCOC+事業になった。そこでは県内の大学、県、経済界や医師会等の団体が参加した。

GP, GPA : 大学の授業科目の成績評価はいくつかの評価段階に分かれるが、その段階に点数が付与される。これをGP(Grade Point)と呼んでいる。GPA(Grade Point Average)

はその平均値で、学期ごとや入学後の履修科目全体などで出され、学生の学修状況を見る目安となる。2016年度に設置された国際地域学部では、各授業の成績評価は13段階で行い、それに対応して0-4.00のGPが付与される。その平均値がGPA。学部では留学条件として、例えば3年次前期に留学する場合、前年度前期終了時の累積GPAが2.50以上であることを求めている。

AAC&U VALUE Rubric : AAC&Uは、American Association of Colleges and Universitiesの略。この組織にはアメリカの全大学が加入している。この組織が各大学のコースやカリキュラム改善の評価として、コミュニ

ケーション, 協働, 課題解決, 数理的な論理付けなどの項目のルーブリックスを作成し, 各大学での改善に供している.

注および引用文献

- (1) 共通教育に関する検討WG「概要報告」2011
- (2) 日本学術会議「学士課程の教養教育について」の提言(2010年). 中教審は2008年に答申「学士課程教育の再構築に向けて」をまとめた. そして中教審は, この答申を踏まえた分野別質保証のあり方についての検討を, 関連する各学協会に委ねた. 日本学術会議は, それに応える提案を『大学教育の分野別質保証の在り方について(回答)』としてまとめている. その第2部には, 「学士課程の教養教育について」の提案がある. なお同時期に日本学術会議は, 『日本の展望—学術会議からの提言2010』の一環として, 「21世紀の教養と教養教育」2010.4を提言している.
- (3) 佐藤学「一般教育の混迷」1992『カリキュラムの批評』(世織書房, 1996所収), 同じく「カリキュラムの公共性」1993, とともに佐藤学『カリキュラムの批評』(世織書房, 1996所収)
- (4) 同上「一般教育の混迷」pp. 300-301
- (5) 「創成教育シンポジウム」2010.12 工学部先端科学技術育成センター, 教育地域科学部, 高等教育推進センター共催
- (6) 「これからの共通教育のあり方について-共通教育検討委員会中間報告」『高等教育推進センター紀要No. 2』pp. 47-49 2012
- (7) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」計画調書
- (8) 「GGJヒアリング説明資料」2012.8
- (9) 中根貞幸「文京キャンパスにおける英語教育改革」『福井大学高等教育推進センター年報』No. 3 2013
- (10) 日本学術会議の「21世紀の教養と教養教育」の提言2010.4
- (11) 横井正信「共通教育改革の経緯・現状・課題」『福井大学高等教育推進センター年報』No. 6 2016
- (12) 福井大学高等教育推進センター「福井大学学生

生活実態報告書」2010

- (13) 「福井大学教育評価報告書2013」に詳しく報告. その後タカヤマ博士は, 2017年, 2019年と3回来学し福井大学の教育評価を頂いている.
- (14) 福井大学国際地域学部「履修手引」2016
- (15) 同上3)佐藤学「一般教育の混迷」p. 300
- (16) これは教職大学院の少なくない大学でのカリキュラム構成の持つ問題でもある. 教職大学院に対する少なくない批判的論調も, ここから派生する問題である場合が多いと思われる.
- (17) 寺岡英男「タカヤマ博士からの評価・提言を福井大学の教育改革に生かしていくために」同上13)書所収
- (18) 『世界』「特集生きている大学自治」2019.5での寺崎昌男・羽田貴史両氏の対談「大学自治をアップデートする」では, 「自治という場所から大学を立て直すために, 2つある. 1つは大学自治の中に学生をどう位置付けるか」との指摘がある.

学生の探究的学びのプロセスの事例研究

—福井医療大学の養護教諭志望学生の事例をてがかりに—

福井大学名誉教授 森 透

本稿は、福井医療大学に2019年度入学した看護学科1年生で看護師資格以外に養護教諭の教員免許取得を希望している学生の学びのプロセスを、筆者の前期授業「教育原理」と後期授業「教職概論」に焦点をあててあとづけている。今までも看護学科学生の学びのプロセスを分析してきたが、個々の学生に即して1年間の学びのプロセスを丁寧にあとづけることはできていなかったと考える。本稿の対象である6名の女子学生は、学部1年生にもかかわらず、2020年2月16日の福井大学教職大学院のラウンドテーブルに参加し、1年間の学びを報告した。彼女たちにとっては非常に緊張した経験であったと思われるが、自らの学びと正面から向き合い意味づけることができたのではないかと考えている。以下、この6名に焦点をあてて、1年間の学びのプロセスを丁寧に明らかにしていきたいと考える。

はじめに

最初に、筆者は2021年3月末に福井大学及び福井医療大学をともに退職したので、肩書きは福井大学名誉教授とさせていただきます。少し前に執筆した原稿をお断りしておきたい。少し前に執筆した原稿であるが、今回掲載をお願いしたい。

筆者は今まで福井医療大学の養護教諭養成については以下の実践報告にまとめてきている。

- ① 「学校拠点方式による養護教諭の実践的力量形成の研究—福井医療大学における養護教諭養成の取組み—」(平成29(2017)年6月 福井大学教職大学院紀要『教師教育研究』第10号 45—53頁)
- ② 「福井医療大学における養護教諭の取組み(その2)」(平成30(2018)年6月 福井大学教職大学院紀要『教師教育研究』第11号 263—284頁)

上記2本の論文も含め養護教諭と看護については以下の著作にも収録している。拙著(2020)『教育の歴史的展開と現代教育の課題を考える—追究—コミュニケーションの軸から』三恵社、347頁。

また、関連する短い論文としては以下のものがある。

- ③ 「福井医療大学における養護教諭養成の取組み」(2019年12月、『福井の科学者』第133号、日本科学者会議福井支部、15—21頁)
- ④ 「(巻頭言)頑張れ!! 養護教諭こそ職場の中核的存在であってほしい」(2020年3月、福井県高教組機関誌『生徒とともに』第65号、4—9頁)

さて、本稿では、2019年度入学の看護学科1年生で看護師資格以外に養護教諭の教員免許取得を希望している学生の学びのプロセスを、2019年度の私の前期授業「教育原理」と

後期授業「教職概論」に焦点をあててあつづけている。今までも上記の①と②の論文で看護学科学生の学びのプロセスを分析してきたが、個々の学生に即して1年間の学びのプロセスを丁寧にあつづけることはできていなかったと考える。本稿の対象である6名の女子学生は、学部1年生にもかかわらず、2020年2月16日の福井大学教職大学院のラウンドテーブルに参加させていただき、1年間の学びを報告させていただいたことには深く感謝申し上げたい。彼女たちにとっては非常に緊張した経験であったと思われるが、以下の感想にもあるように、自らの学びと正面から向き合い意味づけることができたことは本当に貴重な経験となったと思われる。以下、この6名に焦点をあてて、1年間の学びのプロセスを丁寧に明らかにしていきたいと考える。

ここで福井大学教職大学院のラウンドテーブルについて少し解説しておきたい(詳細は『教職大学院 Newsletter NO.130』全32頁、2020年2月15日)。今まで約20年の歴史があり第1回目は2001年3月開催であった。現在は2020年2月に「実践し省察するコミュニティ 実践研究 福井ラウンドテーブル」と題する第38回目の福井開催であった。20年前には福井大学を会場としてきたが、東京でのラウンドテーブルを社会教育のメンバー中心に開始しその後全国各地に広がった。現在では福井以外に、東京・宇都宮・静岡・長崎・福島・奈良・和歌山・信州・札幌・フィリピン・マラウイと、日本だけではなく外国にもラウンドテーブルが生まれてきている。現在は4つのゾーンごとに分かれての内容(A学校・B教師・Cコミュニティ・D授業)で全国から800名ほどの参加者がある。2日目は全国から500名ほどの参加者を5-6名の小グループに分けて3名の報告者をたてている。2

名は報告時間が1時間30分ほど、1名は1時間の報告時間である。参加者は全国から、研究者、現場の教師、教育にかかわる様々な実践者、社会教育分野の方々、医療系の方々、その他自由な参加者である。参加費は無料であり教職大学院のホームページから申し込む。このラウンドテーブルで大事にしていることは、様々な実践者・研究者がお互いの実践を「語ること」「聴くこと」を丁寧に行うことである。学会のように、短い報告時間で批判的な意見を出し合うことよりも、報告時間を長くとりその実践のプロセスをじっくりと丁寧に「語る」「聴きあう」こと、参加者は報告者の「語り」を自身の実践に照らし合わせて「聴くこと」を大事にしている。5-6名の小グループゆえに可能となる学びである。私が看護1年生の学生にこのラウンドテーブルでの報告をすすめたのは、彼らが1年間学んできたことを他者に「語ること」、それを他者が「聴くこと」を通して感想やアドバイスをもらえること、それによって看護学科という限られた世界から様々な分野の方々と出会い新たな世界を知ることは絶対に意味がある、という確信からであった。では、以下に6名の学生の学びのプロセスをみていこう。6名の学生には、2020年9月12-13日の第30回日本教師教育学会(明治大学)で報告することを了解していただきオンラインで無事に報告することができた。その報告資料は終了後、6名の学生には報告のお礼をかねて差し上げた。6名の学生には深く感謝したい。この学会報告の資料をもとに本稿を作成したことを改めて述べておきたい。

1 2020年2月のラウンドテーブルへの学生の参加

本稿で研究対象とする2019年度入学の看護

学科1年生(3期生67名)で養護教諭希望者は前期24名、後期13名であった。後期に入り11名減少した理由は看護の専門授業との両立が難しくなったことが大きいと考えられる。後期の授業「教職概論」では最初から福井大学教職大学院の2月15-16日(土・日)のラウンドテーブルへの参加を呼び掛けていた。結果として6名の1年生がラウンドの2日目の小グループで報告してくれたのである(報告時間1時間)。今まで3年間養護教諭養成の授業を行ってきたが、福井大学のラウンドテーブルに参加した学生は2017年度入学の1期生2名だけであり、今回の3期生6名の参加は高く評価されることだと考えている。今回の参加も以前と同じく自由参加であり強制ではない。1月末には後期の授業が終了しており、ラウンドが開催される2月15-16日は1年生にとっては試験が終了後の春休みの期間であり、またアルバイトも可能な時期でもある。そのような時期に、改めて参加してくれた6名の学生には深く感謝したいと考えている。それでは以下に、まずはラウンドへ参加した学生6名の感想から紹介していきたい。この感想は、ラウンドが終了してから私宛のメールで寄せてくれたものである。6名の学生をA~Fとする。

学生Aは、「発表する前は、このレポートに書いてあることを受け止めてくれるのか、とても不安でした。しかし、聞いてくださった先生方みんな、温かく見守ってくださり、共感して下さって、とてもうれしかったです。」と述べている。「今回の経験は、とても緊張したけれど、参加してとてもよかったなと思いました。これからも、たくさんのことを学んでいきたいと思います。また、ほかの先生方の発表を聞いて、苦労しながらも、生徒のことを第一に考え、生徒の成長を楽しみにしているからこそ一生懸命に取り組む姿勢がひしひしと伝わってきました。現場で働いてい

る先生方の実践を聞くことはないので、大学では、学びきれないことをたくさん学ぶことができ、本当に良かったです。次回もこのような企画があるならば、ぜひ参加したいと思いました。」

私が学生たちに強調したことは、ラウンドテーブルは自分自身の学びのプロセスを丁寧に語ることに同時に、参加されている5-6名の方々の実践の語りを聴いて、それらからも多くを学ぶ場でもあることであった。Aは大学にいただけでは学べない新たな出会いを意味づけてくれている。

次に**学生B**は次のように語る。「先日はラウンドテーブルに参加しとてもいい経験ができました。最初こそ緊張していましたが、報告が始まると私もその緊張を忘れて先生方の報告に聞き入っていました。」参加されている方々の報告に「聞き入」ることはなかなかできないことで、学部1年生ならばなおさらであるが、Bは最初の緊張感から次第に参加者の語りの世界に自然と入っていくのである。自分の報告については、「自分が看護師、養護教諭になるためにどう過ごしていきたいかというレポートで、報告という形にはほど遠い発表かと萎縮していましたが、ファシリテーターの先生の助言もあり、一時間をフルに使って発表でき、先生方や学生の方から養護教諭という仕事は学校の中核を担っている、頑張っって欲しいと言ってもらい、さらに今後の意欲が湧いてきました。」と述べている。そして最後に、「私も看護師、また養護教諭として、今回巡り合わせでお話しすることができた人生の先輩方の背中を追って試行錯誤しながら邁進していきたいと思います。このような気持ちになったのは他でもなくこのラウンドテーブルへの参加があったからだと思っています。」と述懐している。

次に**学生C**は正直に参加したくなかった自分を吐露している。「私は正直、今日のラウンドテーブルにはあまり出たいと思っていませんでした。1年間を通して学習をしてきたけれど、実践ではなく、ビデオを見たり話を聴いたりして自分で考えたことだったので、ぼんやりと理解はできていても、自信が持てていなかったからです。」しかしながら、参加してみて自分への自信と教育者に対する見方の大きな転換を経験する。「今日、実際に他の人の発表を聞いて、自分の発表の内容は浅かったけれど、学習して大切だと感じた事は間違っていなかったのだと思えました。実際に学校や幼稚園で働かれている人のお話をうかがって、教育者に対しての考えが変わりました。教育者の方があんなにも子供のことを深く考え、分析し対応の仕方を工夫しているとは思っていませんでした。」ラウンドでの学びはテキストやビデオから学ぶこととは違い、直接に「語り」を「聴く」ことができ、インパクトが非常に大きい。学生Cは、この感動を語っている。

次に**学生D**は「参加した際に、専門的な意見が聞けたことが良かったです。私がレポートの中で生徒児童の話を聞くことが最も大切だと述べましたが、それについて自分が聞くべきでない情報は聞かないようにしているとグループの先生が話してくれたことが印象に残りました。」と述べる。そして最後に、「生徒が知られたくない部分を知るべきなのか、全てを知るべきなのかを現役の先生も模索していることをラウンドテーブルで知る事ができました。自分では考えが及ばなかった部分を知ることができて楽しかったです。参加して良かったです」と振り返っている。子どもの声をどこまで聴くのか、聴くべきなのか、聴けるのかを学生Dは問題にしているように

思われる。「自分では考えが及ばなかった部分」と出会えて共感していると思われる。

次に**学生E**は「今日のラウンドテーブルは、少し緊張しましたが自分の発表は最後まで話すことができ、他の発表者の方のお話にも興味深く、楽しく聴くことができました！また、自分の発表に対しての感想も聞くことができ、勉強になりました。ラウンドテーブル、参加してよかったです」と述べている。

最後に**学生F**は最初は緊張したがグループのメンバーに支えられたと述べる。「はじめ自分のレポートに自信がなく、それを教育の先輩たちの前で発表することに不安を感じていました。そのため凄く緊張しましたが、グループのメンバーの方々はとても優しく緊張がほぐれました。」そして、授業でテキストで学んできたことが実際の話で聞けたことがよかったですと述べる。「教育原理や教職概論の教科書で学び、まとめたことが他のメンバーの実践での学びと重なっている部分があり、新たな発見もありました。結果的に参加させていただいて本当に良かったと感じています。」

6名の感想を読むと、やはり大学の授業でのテキストやビデオでは学びえない現場の生々しい声を聴くことができたこと、それらと出会い、自分自身が学んできたことが間違っていなかったことを確信していると考えられる。

以上の6名の学生たちに対して、サポートをしてくれた教職大学院スタッフのファシリテーターの先生方2名のコメントも以下に紹介したい。

まず、学生Bと同じグループでサポートしてくれた**K先生**は、「若いのに、しっかりレポートで主張していて好感が持てました。(中略)我々大人でBさんを全面バックアップし

て盛り上げました。きっと、やり遂げた感を持って帰られたのではないかと思います。」と述べているが、続けて、「しかし、あまりにも気合いが入りすぎたレポートとなっていて、さぞつらかったのではないのでしょうか。きっと論理や構成に相当な時間をかけたに違いありません。出来るなら、自分がテーブルの大人に問うてみたいことを中心軸に据えて、なぜそのように思うのか、そういう問いが生じた自分の体験があれば記すなどもよいと思います。」と貴重な助言をしてくれている。

もう一人、学生FのグループのY先生は、「Fさんの発表は、レポートをほぼそのまま読むという形でしたが、皆さん、ちゃんと聞いており、『養教に対する熱い思いを感じる』などの感想を参加者からいただいたと思います。ただ、グループ全体の話が幼稚園・小学校低学年の話が多かったので、Fさんが『高校の養教に』という発言の後に『高校なんや』という雰囲気があったかもしれません。私は高校教員だったので、高校では、身体だけでなく、生徒から心の悩み相談が結構あることや教員からの相談もあるなどの話をしたことを覚えています」と指摘してくれている。

筆者も学生Aのグループでファシリテーターとして支援を行った。Aは落ち着いて報告を行い、同じグループの現職の先生方から高い評価をしていただいた。同じグループの方々に深く感謝したい。

2 ラウンドでの報告レポート(最終課題レポート)の検討

6名の学生がラウンドで報告した内容は、後期の授業「教職概論」での最終課題レポートである。最終課題は、以下のように提示した。

2-1 最終課題レポートの提示

- ① テーマ
- ② テーマ設定の理由

- ③ 本学に入学した動機と、養護教諭を目指している現在の率直な思いと看護師への思い
- ④ 前期の「教育原理」のレポートを振り返り養護教諭にとって大事だと考えたこと
 - * 「いじめ」のグループ活動で考えたこと、わかったこと。
 - * 「テキストを批判的に読む」で考えたこと、発見したことについて。
- ⑤ 後期の「教職概論」で学んだことー教師・養護教諭にとって大事なこと
 - * ビデオ(「学びが変わる」)と中教審答申から学んだこと。
 - * 木原雅子の実践から学んだこと。
 - * 理想とする授業づくり構想について。
 - * 「テキストを批判的に読む」から学んだこと
- ⑥ まとめ(全体を通して考えたこと、1年間の時間経過と共に、自分自身の考えがどのように変化したのか、深まったのか、混乱したのか、壁にぶつかったのか、など、自由に振り返ってください)

この最終課題レポートの提示に至るまでの後期「教職概論」の授業展開を以下に示す。

第1回 9月27日 ビデオ視聴

◎2019年3月29日NHK「学びが変わる 教育最前線2019」(30分)

<検討する資料一覧>

- ①中教審答申197号/平成28年12月21日「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(全体246頁・概要26頁)
- ②中教審答申第185号/平成27年12月21日「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(全体68頁)
- ③文部科学省「第3期教育振興基本計画」(2018年6月15日閣議決定)

第2回 10月04日 <中教審答申を読む②> *レポート作成

第3回 10月11日 <中教審答申を読む③> *クロスグループでホワイトボードで説明

第4回 10月18日 木原雅子実践から学ぶ

- ①(NHK特集ビデオ1時間視聴)
- ◎ 木原雅子「キミのこと聞かせてよ～木原雅子さんの出張授業～」(60分)

第5回 10月25日 木原雅子実践から学ぶ

②

◎木原雅子「キミのこと聞かせてよ～木原雅子さんの出張授業～」(DVD60分)

◎木原雅子『あの学校が生まれ変わった驚きの授業—T中学校 652 日物語』(ミネルヴァ書房, 2017年)レポートの検討

第6回 11月01日 木原雅子実践から学ぶ

③／グループで自分たちの「授業」構想

①／今回は木原さんの著作から学びました。本日はそれらを踏まえて、模造紙にマジックで「理想とする授業」・「受けてみたい授業」を構想してみましょう。

第7回 11月08日 グループで自分たちの

「授業」構想②／模造紙に付箋紙とマジックで「理想とする授業」「受けてみたい授業」を構想。本日は模造紙を完成させて、発表しましょう！！

第8回 11月22日 今回から「テキストを批判的に読む」のサイクルに入る。全部で11章

ですので、1人2～3章を担当しましょう。

◎NHKBSスペシャル「ボクの自学ノート—7年間の小さな大冒険」(2019年7月20日・49分)視聴

第9回 11月29日 テキストを批判的に読む

① レポート1回目

第10回 12月06日 テキストを批判的に読む

② レポート2回目

第11回 12月13日 テキストを批判的に読む

③ レポート3回目

第12回 12月20日 テキストを批判的に読む

(3回を振り返る)

第13回 1月10日 最終課題レポートを作成

する①

第14回 1月17日 同上②

第15回 1月24日 同上③

<テキスト>

① 秋田喜代美・佐藤学編著『新しい時代

の教職入門』有斐閣, 2015年改訂版

② 木村元編著『系統看護学講座 教育学』医学書院 2016 第7版第2刷

最終授業の1月24日は、ラウンドテーブルで報告してくれるだろうか、という心配はあった。基本的にラウンドでの報告は強制ではないが、できれば受講学生13名全員に報告してほしいと願っていた。しかし、その授業終了時に何人かの学生は2月16日(日)は都合が悪いと連絡してきた。私としてはラウンドでの報告は強制ではなく各自の判断で考えてほしいと学生には伝えていたが、最終的に6名の学生がラウンドでの報告を決めてくれたのである。学生が1月末の授業終了時点で考えたことは、①春休みに入ること、②アルバイトがあること、③定期試験のあとでもしかしたら再試験となる心配があること、などではないかと推察する。それらを総合的に考えた上でラウンドでの報告を決めてくれた6名の学生には深く感謝したいと考えている。

ラウンドテーブル当日の2月16日(日)の朝は、開始が8時30分なので8時に集合としたが、家の方が福井大学まで送ってくれる学生や自分の車で参加する学生などいろいろであった。時間までに4名の学生が集合したが残り2名がまだであり大変心配した。8時30分ころに各教室に分かれてから、その遅れた2名の学生は会場に飛び込んできた。あとで事情を聞いたが、福井大学のまわりを車でぐるぐる回っていて入り口が分からなかったということであった。事前に十分に地図で説明しておくべきだったと学生たちに申し訳ない気持ちとなった。報告する会場は6名とも同じ大2講義室という大きな教室で、6名の小グループが8テーブル設定されていた。事前に教職大学院のスタッフに事情を話し同じ会場で報告させてほしいとお願いしていた関係で、同じ会場となったことは大変ありがたかった。私の席からは6名の学生の報告する姿が見られたからである。それでは以下に、6名の学生が報告した「最終課題レポート」の分析に入ろう。-

2-2 テーマとテーマ設定の理由

6名の学生のテーマは以下の通りである。A「寄り添うということとは」、B「なりたい自分になるためにどうあるべきか」、C「自分と向き合い、成長していく子供たちを支える」、D「養護教諭はどうあるべきか」、E「養護教諭に求められること」、F「教職者としての養護教諭の役割」。

これらのテーマを見て気づいたことはA～Cの3名は、このレポートを自分自身の問題としてとらえたいという視点でテーマ設定をしていることに対して、D～Fの3名は、養護教諭はどうあるべきか、という視点で設定していることである。課題レポートが「養護教諭」を前面に出した課題であるので当然ではあるが、私としては、養護教諭という枠にあまりとらわれずに、自分自身にとってこの授業は何であったのか、何を考え発見したのか、という自身の学びのプロセスを省察してほしいと考えていた。それではレポートの「テーマ設定の理由」でなぜこのテーマにしたのかを確認しておきたい。

学生Aのテーマは「寄り添うということとは」であるが、「この1年間を通して、看護、教育という両方のことについて学んできた。この両方共通していることが、まさしく寄り添うということ学んだ。」と述べ、「どちらの仕事も人と寄り添うことが必要であり、これからいっそう大切になると思ったからである。」と述べている。

学生Bのテーマは「なりたい自分になるためにどうあるべきか」であるが、「大学生である今、なりたい看護師像、養護教諭像をはじめとし、一人の人としてどうなりたいか改めて考え、自分の言葉で文章にすることで自分の気持ちを再認識し、これからの学生生活の過ごし方をより良いものにしたい」と述べ、「なりたい自分になるためには今をどう過ご

すべきか、このレポートを書いていくうちにその答えを見つけ出したい。」と述べる。

学生Cのテーマは「自分と向き合い、成長していく子供たちを支える」で、「看護の授業とあわせて前期には教育原理、後期には教職概論・養護概説の養護の授業をうけ、そのなかでも生きていく上で子どもの頃の経験は重要になると感じた。今までの自分のことを振り返ってみると、楽しいと思うことやうれしいと思うことはもちろんだが、些細なことで悩むことや周り自分を比べ落ち込むことも多くあったと思った。そんな時、支えてくれたのは家族や友達、先生などのまわりの人たちだった。」と過去を振り返っている。そして、「自分というものを少しずつ確立していく大切な時期を学校で過ごし、勉強はもちろん人間関係のことなどを学び、経験をすることで達成感や信頼関係というものを築くことができる。」「教師や養護教諭は多忙であるが、責任も大きくなっているということ、周りからのふとした一言や対応によって、子どもは容易に変化したり、救われたりするという事もわかった」と述べている。

学生Dのテーマは「養護教諭はどうあるべきか」で、「私がなぜこのようなテーマを設定したかという、養護教諭を目指す立場でありながらどのような意識で職務を行うのかをはっきりと理解していなかったから」と述べ、「保健室と言う場所は子どもたちのみならず、親や教師も利用できる場所であり、養護教諭のみが運営しているわけではないことも分かった。」と述べる。

学生Eのテーマは「養護教諭に求められること」で、「養護教諭はほかの教員とは仕事内容や立場が大きく異なる。よって与えられる仕事や求められる働きも異なってくるはず

だ。そんな養護教諭に求められることを授業を通して発見することができた」と述べる。

学生Fのテーマは「教職者としての養護教諭の役割」で、「養護教諭は、子供たちの傷の手当て、緊急時の対応などの看護的な専門性を持つ。また、保健指導や性教育、人としての成長を支えるなどの教育者としての専門性も持つ。さらに対象となる子供の悩みや不安を解消し、その子にとってより良い状態、成長の機会となるように指導・援助することは看護、教育の両方の専門性が必要である。」と述べ、「養護教諭は看護と教職の専門性を兼ね備えた職である」と考えた。

2-3 本学に入学した動機と、養護教諭を目指している現在の率直な思いと看護師への思い

課題レポートでは1年間の学びを踏まえて、今の時点で改めて本学に入学した動機と、養護教諭を目指している思いと、看護師への思いを聞いてみたいと考えた。これによって、6名の学生の入学動機と養護教諭と看護師への思いが明らかとなった。全体的に引用が長くなるが、学生の思いに寄り添って考えていきたい。

Aさんは、「養護教諭、看護師の資格をとれる大学にいて、それから決めようと思ひ、どちらとも取れる、福井医療大学に進学しようと思った」と述べ、「最近重要視されているチーム医療というものを意識して学べるということに魅力を感じたからだ。また、オープンキャンパスに参加した際、先輩と教諭の関係がとてもよく、ここで学んでみたいと思ったことも、理由の一つとしてあげられる」。「この1年間、看護、養護の勉強をしてきて、どちらの職業も、とてもすばらしい仕事であり、まさしく、人の役に立つ仕事だと改めて感じた。相手のことを思いやり、相手の心に寄り添う事が特に大切になる。どちらの仕事もとても魅力的であり、卒業をして、自分がこの

ような仕事につくのだと改めて実感し、早く働きたいと思った。」と述べ、「この1年間でたくさんのことを学び、教育学や、養護の学習を通して、やはり、私は、養護教諭になりたい、養護教諭として、働きたいと考えている。」と述べ、養護教諭になりたいという思いを述べている。そして、「養護教諭は、教師や、学校医、スクールカウンセラー、栄養教諭などさまざまな、職業の人たちと、連携を図ることが大切であり、養護教諭だけで動こうとしてもなかなかうまくは回らないということ学んだ」こと、そして結論として「養護教諭になったとき、看護の専門性を生かし、子供の心身の成長を見守り、サポートができるように、責任を持って、仕事ができるよう、これからも、たくさんのことを学んでいこうと思う。」と述べ、養護教諭が第1の目標であると推測できる。

Bさんは、「看護師として働くことも目標ではあるが、私が考えている将来の展望は『看護師免許をもつ養護教諭』として働くことである。」と述べ、「養護教諭を目指す理由は、もともと教師を目指していたことがあり、その動機が子どもの支援にかかわる仕事をしたというものだった。」と述べ、もともと教師を目指していた自分を振り返っている。「私は人の話を聞くことが好きで、人のために何かするのが好きという自分の性格が頭に浮かんだ。私は自分が打ち込めることを職業にしたいと以前から考えており、養護教諭として生徒の看病をしたり、病気を予防したり、相談にのることが自分の本望としてふさわしいと感じた。」と述べ、最終的に、「私の考えている将来は、まずは看護師として臨床で数年間働き、十分な知識と経験を積んでから養護教諭として働くことだ。」と述べ、看護師として経験を積んでから養護教諭になりたいという

思いを述べている。看護師を希望するのは父親の病気の影響であり、「私の父は数年前に心臓病を発症し、バイパス手術を受けた。その時に毎日のようにお見舞いに行って病室で過ごしていたため、看護師や医師の方がよく話しかけてくれたし、血圧や注射をしている様子を横で見ていた。小学生の頃だったため、何もかもが驚きで『看護師さんすごい!』とよく言っていたそうだ。あの時の私は子供だったけれど、あの頃に看護師の方に強く憧れを抱いたのは鮮明に覚えている。」と述べ、「看護師は大変な仕事だと思う、精神的にも身体的にも苦しいことがあると思う。しかしそれでも私は看護師になりたいと心から言える、その自分をこれからも大事にしていきたい。」と述べて、まずは看護師を目指し、その後は養護教諭を目指したいという思いを率直に述べている。

Cさんは、本学に入学したのは、「看護師の資格と養護の2つの資格をとることができるから」であり、「看護と養護には共通する点が多くあることが分かった」と述べ、第1は「全人的にとらえて対応するということだ。身体的、精神的、社会的など総合的な観点からその人をとらえて考える」、第2は、「チームや組織として取り組む」、第3は「生涯、学び続けていくということ」と述べる。そして将来については「私はまだ将来、養護教諭と看護師のどちらに就きたいかということはまだはっきりしていないが、共通する部分が多くあるため、今後も両方の学習を続け、決めていきたいと考えている。」と述べ、養護教諭への思いについては、「小中高のどの先生も私は好きだった。そして、どの養護教諭の先生も生徒みんなから愛されていたと思った。」と述懐している。

Dさんは、入学動機は「養護教諭の免許を

取ることができること」をあげて、「私は教育学部を目指している一方、養護教諭という職業にも関心を持っておりこの大学を受験した。養護教諭の免許を取るために入学したので、養護教諭と看護師両方の免許をとって卒業したい」と述べている。

Eさんは明確に養護教諭を目指していると述べている。「看護師免許を持った養護教諭を目指すことができるから」であり、「私の将来の夢は養護教諭になることであり、さらに看護師免許を持つ養護教諭になることで子どもたちに対するケアをよりいっそう充実させることができるのではないかと述べる。養護教諭を目指す理由は、「小学校時代の養護教諭の先生との出会いと、中学生、高校生ときの自分の経験、その経験を通して持った思い」と述べ具体的に自分の経験を紹介してくれている。「私は小学5年生のころから毎月1~2回程度引き起こる頭痛に悩まされており、よく保健室も利用していた。その保健室では、たびたび訪れる私に対していつも養護教諭のY先生が体調を伺ってくれて、その程度に合わせて保健室のベッドで休養させてくれたり、早退ということで保護者を呼んでくれたりした」こと、「偏頭痛であるということがわかり、頭痛薬も処方してもらうことができ、以前よりも頭痛の頻度も程度も改善された」こと、「Y先生は、来室した子どもの一時的な問題解決だけではなく、その後も起こりうる問題にも目を向け、改善しようとし、自分で解決できるように指導してくれた」こと。それらの経験から、「私は養護教諭になって、何か悩みを持っている子どもに対して、一時的な寄り添いではなく、その子の悩みがなくなるまで、そしてなくなった後も見守り続けていきたい」、「この福井医療大学では、看護師免許と養護教諭免許の両方を取得することがで

きる。私の将来の夢は養護教諭であるが、看護師免許を持っているというのは養護教諭として働いていく上で強みになると考える。2年生、3年生の養護教諭課程を履修している先輩方の話を聞くと、養護教諭になりたいという思いがなければつらくなってしまおうとあっしやっていた。看護師になりたくないということではないが、どうしても養護教諭になりたい、看護師免許を持つ養護教諭になるという目標をぶれずにもって、大学生活を過ごして行こうと思う。」という強い決意が現れている。

最後のFさんは養護教諭になるために本学に入学したと述べる。「初めは、養護教諭の免許を取得することだけを考え、他の大学に進学することを考えていた。しかし、子どもたちの健康を保ち、怪我をした子や具合の悪い子を救うためには、看護師の資格を取り、専門的な知識や技術を身に付けた方が良く考えるようになった。そのため、福井医療大学の看護学科へ入学し、現在は養護教諭と看護師の両方の資格取得を目指している。」と述べ、看護師資格を持った養護教諭の重要性に気づいていく。「養護教諭になり、学校で子どもたちの怪我や病気の予防に努め、身体的な健康を守ること、家庭や学校生活などさまざまな問題を抱え、悩んでいる子どもたちの心に寄り添い支えとなること、子どもたちの不安を和らげ、笑顔にすることがわたしの夢である。」

以上のように、入学時点から絶対に養護教諭になりたいという学生(E・F)から、看護師と養護教諭の両方の資格をとり将来を考えたいという学生(A・C・D)、看護師の経験を積んでから養護教諭になりたい(B)という学生まで、いろいろな進路を考えていることがわかる。それでは以下に、6名の学生の1年間の学びのプロセスを追っていきたい。後期

の「教職概論」の授業展開は前述したので、前期の「教育原理」の授業展開を以下に示しておきたい。

<前期の「教育原理」の授業展開> 2019年4月~7月

- 第1回 4月10日 ビデオ視聴①2016年4月6日 NHKおはよう日本「佐賀県多久中央中学校 養護教諭白濱洋子先生」(10分)／②1995年10月1日 NHKビデオ①「子どもたちのSOS」(50分)／「感想用紙」記入
- 第2回 4月17日 NHKビデオ②「教師、今なにができるのか」(1995年10月8日放映)／視聴とグループ討論
- 第3回 4月24日 グループ学習①—グループづくりとテーマの決定—<情報ルームで学習>
- 第4回 5月08日 グループ学習②
- 第5回 5月15日 グループ学習③
- 第6回 5月22日 グループ学習④(班レポートの提出)
- 第7回 5月29日 発表会(クロスグループ)
- 第8回 6月05日 NHKスペシャル「いじめと探偵～行き場を失った”助けて”」(2019年5月19日, 50分)視聴と「感想用紙」記入
- 第9回 6月12日 「いじめ」の歴史的背景説明／「テキストを批判的に読む」3回分選択
- 第10回 6月19日 テキストを批判的に読む①
- 第11回 6月26日 テキストを批判的に読む②
- 第12回 7月03日 テキストを批判的に読む③
- 第13回 7月10日 3回分のまとめ(クロスグループ)
- 第14回 7月17日 全体のまとめ①／ビデオ視聴①2016年10月9日放映・NHKナビゲーション「きっと変わる～“元非行少年”と少年たち」(25分), ②2016年12月9日放映・NHKナビゲーション「命を救うための”変革”～密着・児童相談所～」(26分)
- 第15回 7月24日 全体のまとめ②／ビデオ視聴②2019年5月30日 NHKスペシャル「シリーズ・子どもの声なき声(2) “不登校”44万人の衝

撃」(1時間20分)

<テキスト>

木村元編著『系統看護学講座 教育学』医学書院 2016 第7版第2刷

<最終課題レポートについて>

以下の課題についてレポートにまとめてください。

- 1 前半の「いじめ」のグループ活動について
 - ① 自分の班のテーマと要点
 - ② グループ活動で苦労したこと, 学んだこと, 発見したこと
 - ③ 他の班レポートと比較して考えたこと
- 2 後半の「テキストを批判的に読む」について
 - ①自分が担当した3つの箇所について(部と章とタイトル)
 - ②レポートを作成して, 考えたこと, 発見したこと, 苦労したことなど.
 - ③3つを通して考えた「テーマ」と, 特に印象に残っている箇所について
- 3 授業全体を通して, 自分自身が「教育」について, 「養護教諭」について考えたこと, 発見したこと, 気づいたことなどをまとめてください。

2-4 前期の授業と後期の授業の省察

大学に入学して養護教諭のための最初の授業は筆者が担当している前期の必修授業「教育原理」であり, 後期は「教職概論」である。これらの授業ではいくつかのポイントを据えている。第1は, 前期の入学時期において「いじめ」についてグループで調査探究し共同レポートを作成することである。「いじめ」について学生たちは様々な経験をしており, 関心も非常に高いテーマである。特に, 養護教諭といじめの関係は非常に重要な課題であり, 「いじめ」で苦しんでいる子どもたちを救うことは養護教諭の最重要の任務である。第2は, 木原雅子氏の実践から学ぶことである。NHK特集「キミのこと聞かせてよ～木原雅子さんの出張授業～」(DVD60分)を視聴し, 荒れている学校に入り, 子どもたちの心をつかむ木原氏の実践は学生たちをひきつける。

木原氏が学校に入り授業をするが, その場合の授業は子どもたちの興味や関心に基づく内容である。このビデオを見た後に, 学生たちに自分たちが受けてきた授業を振り返り, 理想とする授業を構想してもらうのである。第3は, 以上の学びを踏まえて, テキストを批判的に読む, という取り組みをしている。テキストは, 木村元編著(2016)『系統看護学講座 教育学』(医学書院)である。テキストを講義するよりも, 学生の関心から読んでみたい章を選択し, グループでテキスト全体を批判的に読み解くのである。以上の3点を重要課題として取り組んでいる, それでは以下に学生たちの学びのプロセスを追跡していきたい。

2-4-1 「いじめ」についての学び

前期の「教育原理」のいじめについては, 各グループのテーマは以下の通りである。

- 1 班/何がきっかけでいじめが起きてしまうのか?
- 2 班/いじめの早期発見について
- 3 班/先生がいじめの向き合い方
- 4 班/子どもと教師と親の関係(保健室登校)
- 5 班/いじめる側, いじめられる側の心理について
- 6 班/部活内でのいじめ

これらのテーマを掲げながら「いじめ」について全員が真剣に考えていった。6名の所属班は, A3班, B1班, C4班, D4班, E5班, F6班。6名の省察を見てみよう。

いじめという行為は認められないし, いじめられる側を守ることは大前提であるが, 3名の学生はいじめる側の立場や心理に言及している。Aは, 「いじめをしている本人は, 自分のことを認めてもらいたいという理由からいじめにつながってしまうことがある(中略)いじている側は, 心のどこかで寂しさ

を感じていることが多く養護教諭は、その寂しきはどこから来ているのかを、つきとめ取り除いてあげ、心の余裕を生み出すことが必要である」と述べる。Bは、「グループの意見ではいじめをする側は何か問題を抱えているのではないかと考えた。家庭環境が良好でないことで、家でたまったストレスをいじめによって解消しているのではないかと、そして、「人の嫌がるようなことは絶対にしないようにすること、間違っ意見・行動をしようとしている人がいればその間違いを正せる人でありたいと思う。そして養護教諭としては生徒一人ひとりに積極的に関与して、その声なき声にも気づける大人でありたいと思う」と述べるのである。Eは「加害者の話も聞くことによって、加害者の動機やいじめの原因を知り、その心理面からの解決を図ることができる」「加害者の心理的ケアを充実させるためにできることとしては、加害者を対象としたカウンセリングや相談窓口を充実させることがあげられる。また、教師や養護教諭の立場からも、被害者の肩を持つばかりでなく、まずは中立的な視点から話を聞いていくことで、加害者の自分は責められている、自分が否定されているという感覚が軽減され、より解決に向かいやすくなると私は考える。」と述べて、加害者の視点でいじめ問題をとらえている。

残りの3名の学生は、養護教諭がほかの教師と連携し、保護者ともつながることが大事であるということ強調している。

2-4-2 木原雅子実践から学び、理想とする授業を構想する

Aは「木原雅子先生の本や、ビデオを見て、生徒との距離、生徒がどのように考えているのか、など生徒の心の中に何かひきつけられるものがあつたら、生徒は、心の中で思っていることをどんどん教えてくるのではないかと

と感じた。木原先生は、どんな荒れたクラスでも、授業や、面談を通して、何が問題なのか、どのようにすればいいのか考え、何よりも生徒目線で考えることで、だんだんよい方向に向いたのではないかと考えた。」

「私が、小学校6年生のときや、中学校のとき、クラス崩壊していたときがあった。(略)今思い返すと、教師側は、なんとかしなくてはと、生徒側の気持ちをくみ取っていなかったのではないかと、木原先生のビデオや、テレビを見てふと考えた。確かに、なんとかしようと、厳しくしたり、ルールを徹底したりすることは、必要なことだが、一人ひとり向き合うからこそ、いつも言えないことや、本音が言えるようになるのではないかとと思う。」

「木原先生の本や、ビデオをみて、教師はもちろん養護教諭は、いかに、生徒の気持ちが汲み取れるのかが大事になるのではないかと考えた。やはり、養護教諭は、教師と違い、養護教諭のひとつの大事な役割は、生徒が誰にもいえないような相談を言えるような立場であると思うからこそ、このことを大切にしていきたいと強く思った。」

Bは「生徒が抱える不安や不満を自由に言ってもらうために、大人としてではなく友達のように気さくに話しかけたり、逃げ場としておもちゃやお菓子を机の上に置いたり、話しやすい環境づくりは私が養護教諭となつたら真似したいと思った。子どもたちの意見を尊重して、真剣に話を聞いている姿勢は彼らの心にも響いている様子だった。」「木原さんのアプローチが子どもたちの表情を日に日に柔らかくしていったのが良くわかった。学ぶこと、成長することの喜びを生徒と教師が共有できるかどうか、よい関係を築けるかど

うかに影響すると思う。木原先生の授業、子どもたちとの接し方を客観的に見て、私の考え方も大きく変わったし、成長できたと感じる。」

Cは、「私が1番心に残っているのは木原さんのビデオをみた授業である。木原さんは直接生徒と会話をする時間を持ち、生徒の本音を聞きだし問題を解決の方向に導いた。木原さんが最後に「私は何もしていない。生徒たちが問題を解決したのだ。」というような発言をされていた。私はその言葉についてとても感動した。木原さんは子供たちの気持ちを細かく分析し、問題となる要因をいくつも把握して、それを指摘するのではなく、どうすれば子供たち自身が気づくことができ、対応することができるのかを考えていた。」

Dは、「木原さんが独自に行うWYSH教育というものがある。WYSH教育とは Wellbeing of Youth in Social Happiness (子ども達の真の幸福)の頭文字をとったもので、子ども達の自尊心を高め、自主性を育み、どう生きるかを考えさせる教育だ。」

「木原さんが面談を行う上で私が驚いたことは、中のいいグループ3~5人で来てもらい、お菓子などを食べながら面談をするという方法だ。私はこれは面談と言うよりおしゃべりに近いな、と感じた。1対1での面談を行うのではなく、仲の良い友達と話をすることによって知らない人でも思っていることを言い出しやすいのでは無いだろうか。さらに、この面談を行う教室には机の上にぬいぐるみも用意されている。木原さんは、これは逃げ場を作るためであると言った。どうしても面談となると緊張するし、何か話さないと終わらないような感覚を感じる。実際、面談を行った子どもたちはぬいぐるみを触ってリラックスしている様子が見られた。」

「問題があると言われる子どもも、本当は自分の気持ちを知って欲しい、話を聞いて欲しいと言う気持ちを抱えているだけで、そこを大人がどうサポートすることができるかが重要なのでは無いだろうか。これらを踏まえて私は後期の授業から、養護教諭に大切なことは子どもを受け入れることであると考えた。受け入れられてると感じるだけでも子どもは変化していくのでは無いだろうか。」

Eは「木原さんのビデオをみて、とことん子どもたちと向き合い対話する姿勢を学んだ。子どもたちは誰しもが、自分のことをわかってほしい、理解してほしいと思っている。しかし、それを直接言えず、態度や行動(友達に意地悪をしてしまう、ものを壊してしまうなど)で訴える子どももいる。その訴えを見逃さず、態度や行動に隠れた本当の気持ちを聞き出すことが教師に求められる。少人数との対話を通し、子どもの一つ一つの言葉に耳を傾け、うなずき共感する木原さんの姿勢からは学ぶべきことがたくさんあった。養護教諭はこのようなスキルが必要不可欠だと考える。一人一人との対話を大切にし、子どもが助けを求めていると感じたら手を差し伸べる。当たり前のように見えて難しい技術だが、ゆっくり丁寧にということを中心に子どもたちにとってプラスになるような対応ができるようになりたい。」

Fは、「木原さんは生徒との面接で生徒のいいところ探しと授業の評価を行った。4~5人のグループで自由に話すこの取り組みの目的は情報収集だけでなく、相手の長所を引き出して自尊心を高める(いいところ探し)ことやカウンセリングにある。またそれは生徒たちに心を開いてもらうための手段として有効である。いいところ探しが上手いけば、生徒たちの態度や行動に大きな変化が生まれ、その子自身

のこと、学校のことに話を掘り下げていくことが可能となる。こうして得られた情報を元に生徒と教師の両方の視点から解決策を導くことが重要だと学んだ。」

理想とする授業についても、木原実践から学びながら、小・中・高の授業を振り返り、6名全員は子ども主体の授業のあり方を提案している。Aは、「グループで話し合っ出てきた意見は、生徒主体で授業を行うというものであった。1時間中いすに座って、ただただ聞くのではなく、グループで話し合うことや、劇をしてより理解を深めてもらおうと考えた。ただ、このやり方は、とても時間がかかることなので、すべての授業で行うことができない。授業を構想するにあたって、授業をするということは、私が思っている以上に大変なもので、教諭は、たくさんの時間を費やし、授業を練っているということ学んだ。」

Bは、「私たちが一番大事だと考えたのは、生徒の意見を引き出すことだ。いい意見を持っていても恥ずかしさなどからなかなか発表できない生徒も多い。そこでまず隣の席の生徒と意見を交換し、次にグループになって一つの意見にまとめ、グループの意見として全体に発表するという形式をとれば、いい意見がより共有されやすいと考えた。」

「子どもたちにとって参加しやすい授業がこれから求められると思う。私たちの時代よりも進んだ教育が進められている現代だが、子どもたちの自主性を育てる授業を大事にする姿勢はこれからも変わらずに守られていくべきだ。」

Cは、「グループで理想とする授業を考えてみて、教師の大変さを感じた。今までは、授業をただ受けていただけだったが、実際に

授業の構成を考えてみると、とても難しいと感じた。どのような授業の流れで進めると生徒たちが楽しく積極的に授業に参加してくれるのか、自分の経験やほかの人の意見を聞き、考えることができた。」

「やはり一人で抱え込まず、相談するということを考えることが必要だと思う。学校という場が生徒にも教師にとっても過ごしやすい場にするためにも養護教諭の役割はとても重要になってきていると感じた。」

Dは、「問題があると言われる子どもも、本当は自分の気持ちを知って欲しい、話を聞いて欲しいと言う気持ちを抱えているだけで、そこを大人がどうサポートすることができるかが重要なのでは無いだろうか。これらを踏まえて私は後期の授業から、養護教諭に大切なことは子どもを受け入れることであると考えた。受け入れられてると感じるだけでも子どもは変化していくのでは無いだろうか。」

Eは、「私の班で考えた理想とする授業は、子どもたちが自ら授業に参加し、楽しみながら学ぶ授業である。まずはじめに基本的な授業の流れを今まで自分たちが体験してきた授業などをもとに考え、そこに子どもたちが楽しんで授業を受けられるような工夫をプラスしていった。たとえば、タブレットを利用したDVDの視聴や、校外授業、小テストのご褒美にシールをあげるなど、さまざまな工夫が上げられた。養護教諭は、子どもたちの前で授業することは少ないが、だからこそより印象に残るような授業を考え子どもたちに楽しんでもらえるようにするとよいと考える。」

「養護教諭は教師と違う立場と視点、さらにはほかの教師ではできないようなことができるといふ柔軟性をもつ。だからこそ、学校全体で見たときにより多くの選択肢とよりよい

対応を生み出すことができるようになるのではないかと考える。その可能性を最大限に引き出すためには、養護教諭としての基礎知識をとことん学び、実践と経験を積み重ねること、そして養護教諭自身が柔軟な考え方とそれを実行に移す行動力を持ち合わせていることが強みになると考える。」

Fは、「そのため私のグループでは生徒が自主的な体勢で授業を受けることができるよう、体験型・参加型の授業を行うことが良いと考えた。グループで具体的に理科の授業で検討してみた。教科書の内容は生徒に問いかけ、考えさせる、質問する。そして実際に実験などで自ら確かめ、理解を深める。その後個人だけでなく、グループで考察を考え、授業の活発化を図るということが考えられた。つまり、教師は出来るだけ生徒が参加できる授業を心がけ、“生徒の学ぼうとする姿勢”を大切にしながら生徒の理解を深めていくことが重要であると学んだ。」

2-5 まとめ(全体を通して考えたこと、1年間の時間経過と共に、自分自身の考えがどのように変化したのか、深まったのか、混乱したのか、壁にぶつかったのか、など、自由に振り返ってください)に関する分析

① 学生A「寄り添うということとは」

「私の両親どちらも、養護教諭、教諭ということもあり、小さいころからとても身近な存在であり、それと同時に、忙しい仕事であるということも理解していた。」「この授業を通して、たくさんの生徒の成長する姿、もしかしたら、生徒の人生にかかわっているかもしれない仕事なのだということを改めて知った。生徒一人ひとり向き合うことが大切であるのだ。」「今では、生徒のことを思っている忙しさであり、これからの社会を担う生徒たち

を育てるこの仕事が、とてもやりがいのある仕事であると考えている。まだ、1年間という短い年月しか教育のことを学んでいないので、まだまだ学ばなければならないことがたくさんあり、学び続けなければいけないと思った。」「教諭、養護教諭、いじめなどについて学んできて、学校は複雑であり、生徒が楽しく学校生活を送れるよう、環境を作ることが何よりも大切である。そして、様々な問題を抱えている子に、寄り添うことがとても大切だと強く思った。クラスにいきづらくて保健室登校の子などの居場所になったり、先生には言えない相談をなぜか養護教諭には、相談できたりとそんな子にとって、精神面のケアやサポートは、必要不可欠であり、また、近年、いじめが増加し、養護教諭はとても大きな役割になると考える。いじめについてのSOSに気づき早い段階で対策をとれるように、子供とのコミュニケーションを図り、そのために、忙しくても、相談に乗ったり、気にかけていたりすることで、その子が、話しかけやすくなり、気づいてあげることができるようにしたい。そして、この1年間を通して、生徒が、この先生に合って本当に良かったと思えるような養護教諭になりたいと強く思った。」

「この1年間、教育を学んできて、今までは教えられる立場だったが、次は、教える立場になるということを実感し、学んでいきたいと思った。」

② 学生B「なりたい自分になるためにどうあるべきか」

「一年間の授業を通して、養護教諭になりたいという気持ちが大きくなった。今までは

養護教諭になるのは自分の夢をかなえるためだったが、教育原理・教職概論の授業を受け、教育の現場が抱える問題の多さを知るとともに養護教諭としてできることもたくさんあるということに気づくことができた。子どもたちの健康状態を管理することだけでなく、教科教育を行う教師との連携により子どもたちの詳細な情報を得て、生徒だけでなく教師らのカウンセラーとしても養護教諭は必要とされている、学校にとって不可欠な存在であることが改めてわかった。「私はまだ一年生であるが、この授業でなりたい自分を見つけることができたのはとても大きなことだと思う。ただ闇雲に勉強しているよりも目標をもってそれに向かって勉強しているほうが自分もより打ち込めると思う。これから実習なども始まりつらいこともあると思うが、なりたい自分に一歩ずつ近づけるよう目の前の課題に一生懸命に取り組んでいきたい。」

③ 学生C「自分と向き合い、成長していく子供たちを支える」

「一人ではできないことを、ほかの人と補っていくのだ。それは子供も大人も一緒のことであると思う。そのためにも、自分のことも相手のことも理解し、受け入れられることのできる人が増えたらよいと思う。私は、この一年間は、今までの自分を振り返り、考えることが多かったと感じた。今は、過去の自分を客観的に考えることができ、視野が広がったのではないかと感じる。今までの、自分自身と向き合おうと必死になっていたころの気持ちをできるだけ忘れることなく、その年代の子どもに合わせた課題に真剣に取り組めるようにしたいと思っている。」「今もまだ自分に自信は持てていないけれど、あせらず自分のペースで自分と向き合い、自信を持てるようになりたいと思っている。養護教

諭や看護師として多くの人を支えていけるようにするためにも、まずは自分自身としっかり向き合っていくようにしたいと思う。」「この1年間で、養護教諭になりたいという思う気持ちも、看護師になりたいという気持ちも両方が強くなった。どちらも多くのやりがいを感じることができる職業だと思う。いまはどちらになりたいと決めることはできないが、今後も勉強を続け、自分の意志を固めていきたいと思う。」

④ 学生D「養護教諭はどうあるべきか」

「私が養護教諭として大切であると考えたことは、他の教員や親との連携・子どもを受け入れる事の2つである。」「心も体も不安定な時期に、この先生なら大丈夫だ、相談できると思える先生がいることは少なからず支えになるはずである。私はそんな時にあの先生に話してみようと思われるような養護教諭になりたいと考える。そして相談を受けた際に、個々に応じて担任や他の教員との連携や親との交流など、子どもを中心にのいたサポートができるようになりたいと考える。」

⑤ 学生E「養護教諭に求められること」

「私は養護教諭になりたくてこの学校を選んだ。だから、この授業も養護教諭になるために学んでいるという実感を持つことができ、前向きに取り組むことができた。特に後期は看護の授業だけでも忙しいという中で、さらに養護教諭の過程に必要な授業がプラスされるということで、毎日が本当に忙しかったが、学ぶ内容は養護教諭になるためのものであるため養護教諭になりたいというモチベーションにつながり、養護概説の授業では特に養護教諭になるとはどういうことかイメージを持つことができた。」「前期の教育原理と後期の教職概論を通して学んだことは、養護教諭はクラスという空間を持たない特別な立場であ

り、それを強みにして一人ひとりとの関係を大切に、養護教諭だからできることを学校のために、子どもたちのために行っていくのが仕事だということである。」「私になりたいのは養護教諭であり、養護教諭になるためにみんなよりも少し忙しい道を選んだ。まだ一年目で、これからももっと忙しくなると思う。その中でも一つひとつを丁寧にこなし、何よりも養護教諭になりたいという思いを大切に、これからの学習に取り組んでいきたい。」

⑥ 学生F「教職者としての養護教諭の役割」

「まず初めに“教育”と聞いて一番に私の頭に浮かんだのは、公式や書き順、文法などを先生が授業で教えるということであった。小学生の頃から現在に至るまでの基本的な授業の形式は先生から「これはこうである。」と一方的に教え込まれるものであったからだと考えられる。この“教育”はいわば受動的な教育だと言える。」「後期は特に教師という人と人の関係に目を向けて、学校での特徴、教師文化について学んだ。まず、同僚として重要なことは同じ職場に所属して働いているというだけでなく、教育についてのビジョン(展望)を共有することだと考える。そして学校が求めるビジョンに向かって、ともに探究や構築をし、学び合い専門性を高め合っていくことが求められる。」「一方で、今日の教育現場において不可欠な存在である養護教諭が上記の「教育」を裏から支えるということ学んだ。養護教諭は生徒が不安を感じることなく学べる環境を作る役割を担っている。」「最後に、私が養護教諭になった際には上で述べた教育の役割を果たすために担任教師、保護者、心理カウンセラー、スクールワーカーなどと密接に連携を取り、生徒を多方面から見守る体制を作り、生徒の学びを支えていきたい。そして、生徒と深く関わりコミュニケーション

ンを取ることで信頼関係を築き、いつでもどこでも小さな悩みや不安であっても生徒が相談できるような養護教諭になりたい。」「私はこの1年間の教職に関する学習で養護教諭の役割の重要性、教職者として求められること学んだ。そして養護教諭は考えていたよりもっと大変な仕事で、一生自分自身も学び続け、成長することが求められる仕事だと分かった。だがこの一年学習したことにより、これまでよりもっと養護教諭になりたいという想いが強くなった。私は必ず養護教諭になり、生徒の笑顔を守り、生徒が安心して学べる環境を提供したいと思う。」

3 1年間を通じた学生の学びの成長・変化の分析

＜学生Aの1年間の省察＞

- ①両親は養護教諭と一般教諭であり身近な存在。
- ②授業を通して、生徒の人生にかかわっているかもしれない仕事。生徒と向き合うことが大切。
- ③これからの社会を担う生徒たちを育てる仕事でありまだ1年間という短い年月しか学んでいない。
- ④様々な問題を抱えている子に、寄り添うことがとても大切。いじめ問題に養護教諭は大きな役割。
- ⑤1年間を通して、生徒がこの先生に会って本当によかったと思える養護教諭になりたいと強く思った。
- ⑥今まで教えられる立場だったが、次は教える立場を自覚し学んでいきたい。

＜学生Bの1年間の省察＞

- ①教育原理・教職概論の教育の現場が抱える問題の多さ。
- ②教科教育を行う教師との連携。
- ③生徒だけでなく教師らのカウンセラーとしても養護教諭は必要とされている。
- ④この授業でなりたい自分を見つけることができた。

＜学生Cの1年間の省察＞

- ①この1年間は今まで自分を振り返り、考えることが多かった。過去の自分を客観的に考

えることができ、視野が広がった。②養護教諭や看護師として多くの人を支えていけるようにするためにも、まずは自分自身としっかり向き合っていくようにしたい。③この1年間で、養護教諭になりたいという思い気持ちも看護師になりたいという気持ちも両方が強くなった。

<学生Dの1年間の省察>

①養護教諭として大切であると考えたことは、他の教員や親との連携と子どもを受け入れる事の2つ。②心も体も不安定な時期に、この先生なら大丈夫だ、相談できると思える養護教諭になりたい。③相談を受けた際に、個々に応じて担任や他の教員との連携や親との交流など、子どもを中心においたサポートができるようになりたい。

<学生Eの1年間の省察>

①私は養護教諭になりたくてこの学校を選んだ。だから、この授業も養護教諭になるために学んでいるという実感を持つことができ、前向きに取り組むことができた。②後期は看護の授業だけでも忙しいという中で、さらに養護教諭の課程に必要な授業がプラスされるということで、毎日が本当に忙しかった。③養護概説の授業では特に養護教諭になるとはどういうことかイメージを持つことができた。

<学生Fの1年間の省察>

①学生の頃から現在に至るまでの基本的な授業の形式は先生から「これはこうである。」と一方的に教え込まれるものであった。この「教育」はいわば受動的な教育だと言える。②後期は特に教師という人と人の関係に目を向けて、学校での特徴、教師文化について学んだ。教育についてのビジョン(展望)を共有すること。学校が求めるビジョンに向かって、ともに探究や構築をし、学び合い専門性を高め合っていくことが求められる。③養護教諭が上記の「教育」を裏から支えるということを学んだ。養護教諭は生徒が不安を感じるこ

となく学べる環境を作る役割を担っている。

④担任教師、保護者、心理カウンセラー、スクールワーカーなどと密接に連携を取り、生徒を多方面から見守る体制を作り、生徒の学びを支えていきたい。生徒と深く関わりコミュニケーションを取ることで信頼関係を築き、いつでもどれだけ小さな悩みや不安であっても生徒が相談できるような養護教諭になりたい。⑤私はこの1年間の教職に関する学習で養護教諭の役割の重要性、教職者として求められること学んだ。⑥養護教諭は考えていたよりもっと大変な仕事で、一生自分自身も学び続け、成長することが求められる仕事だと分かった。⑦この一年学習したことにより、これまでよりもっと養護教諭になりたいという思いが強くなった。私は必ず養護教諭になり、生徒の笑顔を守り、生徒が安心して学べる環境を提供したいと思う。以上、6名の学生の1年間の学びのプロセスを追跡してきた。6人それぞれが家庭環境も異なり、入学時の思いや願いがそれぞれ存在し、入学してからの1年間の授業を通しての成長・変化を認めることができる。現在2年生になった6名であるが、彼らが養護教諭の道へ、そして看護師の道へ進んでいると考えられるが、自分自身が納得できる道を進むことを願ってやまない。

おわりに

最後に、本研究の課題を示しておきたい。第1に、6名の学生の学びのプロセスと追ってきたが、図式化や構造化によって、一般化・普遍化を目指すこと、第2に、1年次の授業は私の2つの教職科目(「教育原理」「教職概論」)以外にも養護教諭の専門科目として「養護概説」があり、選択科目として「生涯発達心理学」等がある。また、必修の看護の専門

科目も多数開設されている。それらの1年生が受講している授業科目の中で、養護教諭に向けての意識や指向性がどのように形成されているのかについて分析すること、第3に、全国の養護教諭養成の大学には看護系ではなく教育学部の養護教諭養成課程を卒業して養護教諭になる学生も多い。本学のように、医療系・看護系の大学の場合にはまずは看護師の資格を取ることが大前提である。看護師と養護教諭の2つの資格を取得することは非常に大変である。現場の要望からは、看護師資格を取得している養護教諭への期待も多いと考えられるが、看護系と教員養成系の学生がどのように違うのかについて明らかにしている研究は少ないと考えられる。この点の比較研究が不可欠であると考えている。養護教諭の関連学会ではそのような研究が進められているのではないかと推察するが、今後の課題としたい。以上、3点を今後の課題としたが、養護教諭を目指す学生たちの今後の活躍に期待したい。

本報告は2020年9月の第30回日本教師教育学会(明治大学)で報告し、原稿としてまとめることについては、6名の学生の承認を得て

いることを付記しておきたい。学生の学びから筆者も多くのことを学ぶことができた。6名の学生に深く感謝したい。

参考文献

- (1)森透(「学校拠点方式による養護教諭の実践的力量形成の研究—福井医療大学における養護教諭養成の取組み—」(福井大学教職大学院紀要『教師教育研究』第10号, 2017年6月)
- (2)森透「福井医療大学における養護教諭養成の取組み(その2)」(福井大学教職大学院紀要『教師教育研究』第11号, 2018年6月)
- (3)森透「教育学と看護学の質保証をめぐる議論とその課題」(福井大学教職大学院紀要『教師教育研究』第12号, 2019年6月)
- (4)森透『教育の歴史的展開と現代教育の課題を考える—追究—コミュニケーションの軸から—』(三恵社, 2020年5月)
- (5)西村ユミ『語りかける身体—看護ケアの現象学—』(ゆみる出版, 2001年)
- (6)西村ユミ『看護実践の語り—言葉にならない営みを言葉にする—』(新曜社, 2016年)
- (7)西村ユミ・榊原哲也編著『ケアの実践とは何か—現象学からの質的研究アプローチ—』(ナカニシヤ出版, 2017年)

「メディアと権力」の現在を考える

— 『世界』連載「メディア批評」等を手がかりに—

伊藤 勇 (日本科学者会議福井支部)

日本のマスメディアによる近年の報道ぶりには権力との関係において問題や懸念を感じることが多い。いったい日本の報道はどうなっているのか、なぜこのような事態が生じたのか、問題を突破するには何が必要なのか。これらについて考える上で、月刊誌『世界』の連載「メディア批評」は大変有用である。「メディア批評」はジャーナリズムの中心的役割を「市民の知る権利に応え、真実を伝え、権力を監視すること」と捉えて、日本のマスメディアがそうした役割を果たし得ているかという観点から、2008年以来、その時その時の報道番組や記事を幅広く継続的に分析・評価してきた。その評価によれば、少数の健闘例はあるものの、日本のメディアは総じて、政権や行政等に対して無批判ないし弱腰の対応が目立ち、時に政府の広報係的な役回りさえ演じており、その傾向は近年ますます強まってきたという。「メディア批評」の指摘や関連する幾つかの文献を参考に、こうした問題の構図や背景および問題突破への手がかりについて若干の考察を行い、2022年1月の支部例会(オンライン開催)で報告した。本稿はその大要を文章化したものである。

1. はじめに

昨年末の幹事会で例会の企画を協議した際、代表幹事から「最近のマスコミのあり方は大いに問題だと思う、これを議論できないだろうか」との提案があった。これに対して賛同意見が相次ぎ次回例会で取り上げることが即決されたのだが、その折りの幹事の方々の発言からは、皆さんが強い危機感を抱きながら各種の報道を注視しておられる様子がかがわれて印象深かった。

筆者はそれほど熱心な読者・視聴者ではないけれども、最近のテレビや新聞の報道ぶりを見ていると確かに、権力との関係において、批判的な観点や緊張感を保った記事や番組が少なくなったように感じる。実際のところはどうか。私たちが抱く印象が当たっているとすれば、なぜそのような事態が生じたのか。事態を改善するにはどうしたら良

いのか。幹事会では、これらを考える手がかりとして月刊誌『世界』の連載「メディア批評」が有用であると紹介があり興味を惹かれた。そこで、この機会に「メディア批評」や関連文献を少し勉強してみたいと思い、例会の報告役をお引き受けした。以下は、2022年1月17日にオンラインで開催された例会での報告の大要である。

2. 「メディア批評」の観点と現状分析

批評の観点

「メディア批評」は、岩波書店が発行する月刊誌『世界』に長期に連載中のコーナーである。著者の「神保太郎」は、メディア研究者と現役や元職のジャーナリストで構成される6名前後の執筆者グループを表す。「メディア批評」は、毎月グループ全員で行う議論を踏まえて2名ずつが交代で執筆する形で書き

継がれてきた。初回の2008年1月号から2018年12月号までの分は、『メディア、お前は戦っているのか』と題する2段組539頁の大部分な単行本¹⁾にまとめられている。それは、リーマン・ショックに始まり、民主党政権の誕生と瓦解、東日本大震災を経て、復活した自公政権・第二次安倍内閣の下での特定秘密保護法や、集団的自衛権を可とする解釈改憲や安保法制等の強行、橋下・維新やトランプらの台頭に見られるようなポピュリズム・ナショナリズムの国内外での隆盛、そして「アベ政治」の問題性を露わにした森友・加計疑惑まで、激動の11年間に日本のマスメディアがどのような報道を行ってきたかを継続的に分析・評価した記録の集成である。

同書の冒頭には、「メディア批評」の基本的な観点と問題意識が表明されている。すなわち、現代のジャーナリズムに求められる役割は、「市民の知る権利に応え、真実を伝え、権力を監視することによって平和な民主主義国家や世界を維持、発展させることにある」。このようなジャーナリズムの理念に照らして、今日の日本のマスメディアは期待される報道を行っているのか。この点を「メディア批評」は2008年以来、その時その時の出来事や事件に関する各種メディアの番組や記事の具体的中身に即して検証してきた。

ところで、「メディア批評」が掲げる上記のようなジャーナリズムの理念を、日本のマスメディアも建前としては共有している。例えば、日本新聞協会の「新聞倫理綱領」²⁾は、前文で「国民の『知る権利』は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい」と述べる。その上で、新聞が堅持すべき5項目の

倫理(自由と責任、正確と公正、独立と寛容、人権の尊重、品格と節度)を高らかに宣言している³⁾。

報道の憂うべき現状

しかし問題は、日本のマスメディアが実際にこうした理念や倫理に立脚した報道を行っているかどうかである。「メディア批評」の評価によれば、少数の健闘例はあるものの、日本のメディアは総じて、政権や行政等に対して無批判ないし弱腰の対応が目立ち、時に政府の広報係的役回りさえ演じており、こうした傾向は近年ますます強まってきたという。

例会で取り上げた最近4ヶ月分(2021年10月号~2022年1月号)について、「メディア批評」の現状批判を表す言葉を拾ってみると以下の通りである。

「翼賛と沈黙」——これは、東京五輪報道に関して、NHKをはじめとする各メディアの報道傾向を表す。開催前には、コロナ禍を悪化させるのではないかな等の疑問を呈し中止論を提起するメディアもあったが、大会が始まるや一転して日本人選手の活躍を中心に感動と栄光の物語で番組表や紙面は埋めつくされ(NHKは過去最長の放送を行った)、五輪開催の可否の検証や、五輪の影で進行した内外の重要事の報道を怠った。

「自民一座の応援団」——五輪後の菅首相辞任表明に伴う自民総裁選挙をめぐるメディアの報道が果たした効果を表す。この間、総裁候補者たちの姿と言動はスポーツ新聞からネットのニュースサイトまで各種のメディアを連日賑わせた。その報道ぶりは、かれらの主張を無批判に伝えたり、時にはより右寄りの発言を促したりさえした。いずれにせよ、「土砂降り」あるいは「集中豪雨」と評されるほどの報道の効果は絶大で、毎日新聞の世論調査結果では自民党の支持率は前月の26%から37%へ跳ね上がったという。広告研

究にいう「単純接触効果」(同じ刺激に繰り返して接するとその刺激への親近感や好感度が増す)が十二分に発揮されてしまったのである。

「徹底的に受動的=受け身」——菅首相の辞任から岸田新総裁・新内閣の誕生を経て総選挙に至る政治過程は、権力機構内部の側で不人気な総裁・首相の首をすげ替えて権力維持を図ろうとする意図から動いた事態と見られる。その点を、有権者・国民の立場に立って批判し、政権交代を求めるような積極的な問題提起を行うこともなく、動いていく事態を後追的に報道したメディアの姿勢は、「徹底的に受動的=受け身」だった。その結果、有権者・国民を「観客民主主義」の「観客」の位置に貶めてしまったメディアの責任は重い。

「従順」・「無抵抗」・「全面降伏」——権力側からの「報道の自由」への規制や介入の強まりに対する日本のメディアの対応を表す。こうした対応が続いたことも作用したためか、「国境なき記者団」の報道自由度ランキング(2021年)で日本は180カ国・地域中67位、G7では最下位だった。最近でも、旭川医科大学学長の不祥事を大学内で取材中の北海道新聞記者が建造物侵入容疑で逮捕されたり、静岡県熱海市の土石流現場を取材中の共同通信記者が住居侵入の疑いで書類送検されたりした。「メディア批評」によれば、いずれも当局による不当・過剰な取材規制が問題視されねばならないところ、北海道新聞も共同通信も何ら抗議も抵抗もなく記者側の非を認めただけの「全面降伏」だったという。

あるべき報道像

4ヶ月分の「メディア批評」では以上のような厳しい批評が大半を占めたが、少数ながら健闘している番組や記事も積極的に取り上げ評価されている。貧困者から見た東京五輪など独自の観点から取材を続けたTBSの

「報道特集」や、先の戦争の暗部の事実を掘り起こし責任追及を行ったNHKの「E TV特集」などである。

これらの評価にも表れているが、「メディア批評」は報道のあるべき姿として次のような観点や報道スタイルを推奨していると思われる。すなわち、第1に、「少数者」や「～される側」の苦境や声を伝えることの「民主主義」にとっての重要性をジャーナリストは自覚すべきである。第2に、報道の最も望ましいスタイルは、特定の出来事や問題について問題意識をもって継続的で多角的な取材を実施し、出来事の背景や構図を探り、問題の責任追及を行う「調査報道(investigative report)」である。そして、第3に、報道機関は、知り得た情報に基づきながら問題解決の方向性や道筋を示し積極的に世論への提起(agenda setting)を行うべきである。

「アベ政治」の所業

「メディア批評」を読んでいると、そのジャーナリズム観には理想主義的過ぎて現代日本で実現可能なのかなど疑問に思う点もあるが、現状批判はポイントを鋭く突き、権力との関係において日本のマスメディアがいかに従順・弱腰なのかを明らかにしている。ではいったい、いつから、どうしてこんなことになってしまったのか。

この点に関して「メディア批評」が再三指摘するのは、安倍・菅政権の9年間に、「表現の自由」や「報道の自由」に対する規制立法が相次ぐとともに、NHKなどへの政権与党による人事介入や番組への圧力発言が続いたことにより、メディアの現場が萎縮してしまったということである。

規制立法とは、「特定秘密保護法」の制定(2013年)、改正通信傍受法(2016年)、共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正(2017年)などを指す。なかでも「特定秘密保護法」

は、政府自身によって政府が保持する広範な重要情報が秘匿されてしまい、これを取材しようとするれば処罰の対象になり得るという、「知る権利」や「報道の自由」を大きく阻害する悪法であった。科学者会議を含めて多くの団体・個人が反対したことは記憶に新しい。

人事介入とは、首相がNHKの経営委員に自分に近い作家ら4人を任命し、その経営委員会が首相と歴史観が近い会長を任命したことなどを指す。圧力発言とは、総務大臣や与党幹部が、NHKや民放の番組を問題視して行政指導を行わせたり、事情聴取や文書伝達を行ったりしたことを指す。

なるほど、「アベ政治」の9年間に露骨に行われたこれらの所業が報道の現状に大きな影を落としていることは確かだろう。しかし、ではそれ以前の報道には問題がなかったのかと問えば、決してそうとは言えないだろう。むしろ、日本のメディアが権力との関係で従来から抱え続けてきた問題が、「アベ政治」の下でより深刻化したという見方もできるのではないか。また、報道の現状を打破し、よりましなジャーナリズム、よりましな報道が育っていく展望を得るためには、ジャーナリズム側の問題・課題の指摘とともに、社会の側、市民の側で健全なジャーナリズムの発達を阻害するような問題とその乗り越え方についても考慮が必要ではないか。素人考えながら、「メディア批評」を読みながらこのような感想をもった。以下では、これらについて関連文献を参考に考えてみたい。

3. メディアと権力との根深い関係

近年の新聞史研究から

日本におけるマスメディアの歴史については以前から研究が行われており、近現代の新聞については相当の蓄積があるようだ。その近年における成果の1つ、佐々木隆著『日本

の近代 メディアと権力』⁴⁾は、メディア(新聞)と権力との根深い関係について興味深い指摘を行っている。

佐々木隆は、明治期の草創期から第二次世界大戦後まで、論調や規模や読者層が様々な近現代の新聞全体の歴史的変遷を追った上で、次のように指摘する。すなわち、日本の新聞は、中央や地方の政府および権力者と何らの形で特別な関係を持つことで情報を独占する代わりに、体制の宣伝・広報役を務めるような「求心的要素」と、権力と距離を置きその悪政や失政を糾弾する「遠心的要素」とを併せ持ち、両者のきわどいバランスの上に成り立ってきた。

こうした知見を佐々木は「木鐸」の比喻を用いて次のようにもいう。「新聞は社会の木鐸」という言い回しがある。それは、一般的には、高い見識を持ち政府や特定の勢力とは独立に世の中に警告を発し世論を導くオピニオン・リーダーとしての新聞といった意味で用いられてきた。そのようなあり方を理念あるいは建前に掲げる新聞は少なくなかったし、実際に新聞が警世の言を発したこともないわけではない。しかし同時に新聞は、役所内に記者室や什器を無償供与され、政府等から日々もたらされる情報を基に「発表もの」と呼ばれる記事を大量に生産・流布させてもきた。そのあり方はむしろ、語の本来の意味での「木鐸」に近い。つまり、「木鐸」とは古代中国において君主や役人が発する法令などを人民に触れ伝えるために鳴らされた大型の鈴を指し、転じて、権力者の意思や政策を伝達する情報発信装置といった意味合いをもつ。日本の新聞の常態はこちらの意味での「木鐸」に近かったのではないかというのである。

ではなぜ新聞は権力に対する求心性と遠心性を併せ持つ、二重の意味での「木鐸」だったのだろうか。これについて佐々木は、私企

業として営まれることが一般的であった新聞の経営上の必要性や読者＝顧客の新聞に対するニーズ、そして権力側にとっての新聞の有用性といった観点から説明する。筆者なりにパラフレーズしてまとめると次の通りである。

新聞事業は創業や運営に当たって巨額な資金を必要としたので、政府からの補助金や融資を受けたり、政財界の有力者をパトロンとして資金援助を受けたりした新聞は少なくなかった。また、新聞は多数の読者を獲得してはじめて経営が成り立つ事業だから、当然読者のニュースに対するニーズに応える必要性も大きい。そこには、中央・地方の政府がどのような政策・制度を実施しようとしており、それが民間のビジネスや市民生活にどのような影響を及ぼすのかという実利的・実際的な関心から、広く世の中の動きを知りたいという欲求、時には権力者たちの悪政や不正や腐敗に不満をつのらせ、その糾弾を求める要求、あるいはまた、有力者や著名人のスキャンダルやゴシップへの興味等々、様々なニーズが含まれるであろう。これらに応えるためには、政府や権力者と良好な関係を保ち、重要情報を独占的に入手できる体制が望ましい。とはいえ、政府や権力者にべったりでは大衆や反政府派にそっぽを向かれてしまうので、時には政府批判や権力側の不正・腐敗に対する糾弾を展開したりもする。

一方、権力の側から見ると、部数を伸ばし文字通りの mass media (多数の大衆を受け手に大量の情報を伝達する媒体) となった新聞は、色々な意味で利用価値の高い情報媒体であった。つまり、新聞は報道機関として一見客観・中立・公平を装うので、その記事は信頼できる情報として受容され易い。そのため、政策や制度を多くの国民に普及・浸透させたり、権力側にとって望ましい世論を誘導したり、政敵に不利な情報をリークすることで政

敵に打撃を与えたりする上で、利用価値が高い。ゆえに、明治政府は早くから新聞の育成を図ろうとしたし、藩閥や有力者や政党は自分たちの息がかかった新聞を作ろうとした。また、各省庁に記者室を設けて便宜を図ったり、特定の記者(「番記者型」と呼ばれる新聞人)と親密な関係を結び情報の収集と発信に利用したりした。

こうして権力と新聞との相互依存的関係が深まっていった挙げ句に、日中戦争から戦時体制期に入り、情報統制、中央・地方各紙の統廃合、総動員体制への組み込みが進められると、新聞の「求心性」は極致に達し、戦争礼賛・国民鼓舞の道具になった。戦後、新聞はこのことに対して痛切な反省を迫られた。しかしながら、地方の「1県1紙」や中央の「5(または6)大紙」という現在の配置は戦時体制期の統廃合の結果であり、現在の「記者クラブ」のあり方⁵⁾もこの時期に行われた制度化に由来する。そして、そのことによって生じた問題点の多くは現在に至るまで存続しているという。問題の根は深いのである。

4. 「ポスト真実」の時代状況

次に、歴史的経緯に由来する問題と並んで、現代の報道のあり方に関わって重要だと思われる近年の社会状況、すなわち「ポスト真実」と呼ばれる時代状況について触れたい。

「ポスト真実 post-truth」とは、「世論が形成される際に、客観的な事実よりも感情や個人的信念に訴えることの方が影響力をもつような状況」を表す言葉で、『オックスフォード英語辞典』の2016年の「今年の言葉」に選ばれた⁶⁾。その年は、ドナルド・トランプがアメリカ大統領選に勝利し、英国が国民投票によってEU離脱を決めた年だった。両国において事実に基づかない虚偽の情報や主張が盛んにソーシャルメディアを通じて拡散され、

人びとの投票行動に少なからぬ影響を及ぼしたと見られている。「ポスト真実」は、こうした事態を危惧して頻繁に用いられるようになった用語である。

自分の気に入らないマスメディアのニュースをフェイク・嘘と断じる一方で、自己の主張や政策に都合の良い情報は虚偽でも無根拠でも平気でソーシャルメディアを通じて拡散させ大衆の支持を拡大しようとするトランプのような政治家が現れ、実際に大衆の間で支持を拡げて権力の座に就く。津田大介・日比嘉高著『「ポスト真実」の時代』⁷⁾によると、こうした状況は英米に限らず、日本を含む各国で同時多発的に生じている。そこでは、情報は、その真偽ではなく、信じるか信じないかという基準で秤にかけられる。「信じたいウソ」が「事実」に勝る時代なのだという。

日比嘉高は、こうした状況が生じる社会的条件として以下の4点を指摘する。

①**ソーシャルメディアの普及**——Facebook, Twitter, LINEなどのソーシャルメディアが、多くの人にとって情報の受信・発信の最も身近なメディアになった。新聞、テレビ、通信社のニュースは依然として、世の中の動きについての重要な情報源ではあるが、それらの情報もソーシャルメディアや検索サイトを通じて視聴されるようになった。そして、そこでは個々人の選好に沿った情報の選別も可能なため、聞きたい知りたいニュースは目にしやすいが、「不都合な真実」を伝えるニュースは目にしにくい。また、ソーシャルメディアでは、情報の共有と拡散が容易なため、虚偽でもデマでも友人・知人のネットワークを介してあっという間に広まってしまう。

②**事実の軽視**——フェイクニュース、デマ、流言などの偽情報や不確実情報を含めてネット上では様々な情報が飛び交うが、人びとはどれが事実なのか、信頼できる情報なのか判

断困難な状況にある。また、科学の進歩が人類の幸福に結びつかない現実を目にすることも多い。こうしたことを背景に、情報の真実性を重視し現実を認識しようとするリアリズムや、事実に基づいて合理的な判断や理性的議論を行う科学的態度を軽視する風潮が拡がりつつある。

③**感情の優越**——人びとが、特定の情報を選択し、判断し、受容するかどうかにあたって重視することは、今や、情報の真実性・事実性ではなく、各人のもつ個人的な信念・信条や感情にその情報が訴求性をもつかどうか、つまりピンとくるかどうかに移ってきた。

④**分断の感覚の拡がり**——階級・階層、民族・人種、ジェンダー等による社会の分化が進む一方で、分化した集団相互の関係とコミュニケーションは希薄なまま推移した。結果、相互の無関心が増大するとともに、時に、何らかの偏見や固定観念と結びついて互いを嫌悪する感情も生じる。「われわれ」と「かれら」とは分断され対立しているという感覚が拡がり、互いにとっての「事実」や「真実」も相容れなくなる。

日比と津田によれば、これらの条件は日本にも完全に当てはまり、日本は「ポスト真実」の時代のただ中にあるといえる。つまり、格差が拡大し不満が鬱積する中で、多様性や寛容を重視するリベラルな政治勢力は力を失い、不満や不遇感の捌け口が排外主義的な主張や自国愛の感情に見いだされ、ヘイトスピーチが横行する。政権は財政出動と外交的緊張をテコに、高い支持率を背景に、事実に基づいた検証と民主的議論を軽視する政権運営を続けている。ソーシャルメディアの利用者の増大は著しく、日本にもフェイクやデマが共有されやすい情報環境が出来上がった等々。

「真実」や「事実」が意味を失ったように見える時代の中で、マスメディアはどのよう

な報道を行い、どのような役割を果たすべきなのか。一見大変困難な状況にあるように思えるが、日比の次のような指摘は日本のジャーナリズムの今後を考える上でも示唆に富む。すなわち、トランプが当選しフェイクニュースが社会問題になってから『ニューヨーク・タイムズ』(電子版)は新規購読者を30万人増やし創刊以来最大の部数増を記録したという。これに注目しつつ日比は、「事実が見えにくい時代だからこそ、事実の掘りどころの価値はむしろ高まる…<中略>…公的機関やメディア、研究機関、専門家は、感情に流されず、政治的な対立に左右されない事実を公表し続け、『ポスト真実の政治』に便乗しようとする人びとやそのプロパガンダの嘘を、指摘し続ける必要があるだろう」と述べる。まったく同感である。

5. おわりに

最後に、以上に見てきた現代のジャーナリズムと報道の問題を突破するための手がかりにふれて結びとしたい。

「メディア批評」は、ジャーナリズムの理念(知る権利の行使、真実追求、権力監視)に照らして日本の報道の現状を批判し、「調査報道」を主体にした報道の確立を求める。なるほど正論だと思う。しかし、佐々木隆が指摘したように、日本のメディア(新聞)はその草創から現在に至るまで、私企業として購読者や広告主の様々なニーズや要求に応じながら、権力との微妙な距離感、相互依存的な関係の中で報道を行ってきた。また、「1県1紙」・「中央5(または6)大紙」という配置や「記者クラブ」制度など、戦時期の報道統制によって作られた体制とその問題を今日まで引きずっている。これらを一挙に払拭して、「あらゆる権力から独立した」(新聞倫理綱領前文)報道機関として自立させる妙案がある

とは思えない。

とはいえ、従来から様々な指摘や提案があったように、マスメディアの側でみずから掲げた理念に多少とも近づくよう自己改革の努力⁸⁾がなされて、その結果少しでもましな報道が増えることは不可欠であろう。「メディア批評」には、ジャーナリズムの現場に向かってそうした取り組みを励まし促すという意味合いもあるのだろう。

一方で、マスメディア情報の「受け手」であり「消費者」である市民の側でも、「ポスト真実」の状況に抗して、社会の現状に関する精確な情報とそれに基づく政策や行政を求める動きが活発化することも重要だと思われる。「知る権利」や「権力監視」の意義を理解し、みずから主体的に行動するとともに、メディアに報道機関としての十全な働きを期待し、真実を伝えるニュースを求める。こうした動きと需要が市民の側で高まれば、メディアの側でそれに応じた報道への取り組みが強まり、その成果が市民側にフィードバックされて一層良質のニュースへの需要が喚起されるといった好循環が生まれる可能性があるのではないだろうか。

こうした好循環がメディアと市民との間に生じるためには、1つの重要な条件として、メディアと市民の双方に、とりわけ市民の側に、「知る権利」や「報道・表現の自由」をはじめとする民主主義的諸原則への理解とセンス、そして、メディア・リテラシーをはじめとする情報の見極めと活用に関わる諸能力(情報リテラシー)が一定程度獲得されている必要がある。そして、こうしたセンスとリテラシーの獲得には早い段階からの実践的な教育が重要な意味をもっている。その点で学校教育の果たすべき役割は非常に大きい。しかし、今までのところ日本での取り組みは大きく立ち遅れているように思われる⁹⁾。筆者

の限られた経験だが、大学1年生対象のリテラシー科目で上記のセンスやリテラシーに関わる質問や課題に対する学生たちの回答を見ていると、このことを実感する。それだけに、大学教育の果たすべき役割もまた大きいと思うのである。

注

- 1) 神保太郎著、『世界』編集部編『メディア、お前は戦っているのか——メディア批評2008-2018』岩波書店、2019年刊。
- 2) 日本新聞協会「新聞倫理綱領」(2000年6月制定) (<https://www.pressnet.or.jp/outline/ethics/index.html>).
- 3) この綱領は、日本新聞協会の創立時(1946年)に制定された旧綱領を2000年6月に改定したものである。改定作業に関わった共同通信社社長の原寿雄によると、新綱領は現代ジャーナリズム倫理の諸原則を明示しており、国際的に見ても遜色ない内容を有する。ただし、新綱領が制定された直接の契機は、当時強まっていた独占禁止法上の新聞の再販制度特例を廃止しようとする動きに対抗して、文化産業としての新聞の特性を訴える必要性にあった。当時の協会長は渡邊恒雄読売新聞社長で、彼が改定を急がせたいが、そこには業界の利益防衛という動機が強く働いていたようである。渡邊は新綱領を「歴史に残る立派な文章」だと絶賛したが、後に当の渡邊によって新綱領が踏みにじられた(2007年の渡邊による自民・民主大連立工作を指す)ところを見ると、彼にとって「新綱領は公取委に圧力をかけるための政界向け看板にすぎなかったのか」と原は慨嘆している(原寿雄著『ジャーナリズムの可能性』岩波新書、2009年刊)。
- 4) 佐々木隆著『シリーズ日本の近代 メディアと権力』中公文庫、2013年刊(原著は1999年刊)。
- 5) 「記者クラブ」は、1890年代に帝国議会の担当記者たちが結成した取材互助組織が起源で、その後各省庁や政党等に拡大する中で、公的情報の独占的取材や取材の相互規制(抜け駆け禁止)組織となり、政府や権力との距離感を失っていき、戦時期に至って、個人単位でなく会社単位の組織に改変された上で、制度化された(佐々木、前掲書)。現代の「記者クラブ」の実態と弊害については、岩瀬達哉著『新聞が面白くない理由』(講談社文庫、2001年刊)が詳しい。本書は1990年代後半に書かれたものだが、そこで指摘された問題の多くは今も変わらないようである。最近の現状については次の論考を参照。高田昌幸、『「記者クラブ」10の問題』、『論座』(朝日新聞社)、2020年9月27日。(<https://webronza.asahi.com/national/articles/2020092700003.html>)
- 6) “The Word of the Year 2016.” *The Oxford Languages*. (<https://languages.oup.com/word-of-the-year/2016/>).
- 7) 津田大介・日比嘉高著『「ポスト真実」の時代——「信じたいうソ」が「事実」に勝る時代をどう生き抜くか』祥伝社、2017年刊。
- 8) 例えば、「記者クラブ」や「番記者」等の慣行改革、報道業の経済的独立性の確保、良質で信頼性の高いニュース提供などが挙げられている(原、前掲書参照)。
- 9) 最近、選挙権年齢の18歳への引き下げと関連して「主権者教育の推進」を文科省が言い始め、その中にはメディア・リテラシー教育が位置づけられてもいるが、実際の取り組みはこれからのようだ。今後どのような教育が行われようとするのか注視していく必要があるだろう。

名古屋バックフィット訴訟判決—「重大な損害を生ずるおそれ」とは— 笠原一浩(日本科学者会議福井支部)

2022年3月10日、名古屋地方裁判所は高浜原発バックフィット・停止義務付け訴訟について、原告の請求を棄却する判決を言い渡した(以下「本判決」)。本判決は、行政事件訴訟法37条の2第1項「重大な損害を生ずるおそれ」があるかどうかの判断では、火山対策が原子力規制委員会すら認めるほど不十分だったことから、原子炉施設の安全性に欠ける現実的な可能性があったものと判断した。そこまで認めるなら使用停止命令を出させるのが筋とも思われるが、本判決は、原子力規制委員会において、噴火が差し迫った状況にあるとは言えないから工事が完了していなくても運転を止めなくてよい、とした判断にその裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があるとはいえない、として結論としては原告の請求を棄却した。この一見不可解な判断をどう読むか。「重大な損害を生ずるおそれ」とは何か。

1. バックフィット命令(本判決4p)

原子力規制委員会は、2019年6月19日、関西電力株式会社(以下「関西電力」)の設置、運転する高浜原子力発電所3号機及び4号機(以下「本件各原子炉」)について、その運転期間中に想定しうる大山(鳥取県)の噴火の噴出規模を見直して、これまでの5km³から11km³に改めた。原子力規制委員会はこれを踏まえ、関西電力に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規法」)43条の3の23第1項の規定に基づき、本件原子炉及びその附属施設(以下「本件各原子炉施設」)の一、構造及び設備が発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するよう、同法43条の3の8第1項の設置変更許可にかかる申請をすることを命ずるバックフィット命令(以下「本件バックフィット命令」)を発出した。しかし、原子力規制委員会は、運転停止までは関西電力に求めなかった。

そこで原告らは、上記の噴出規模の見直しのような従来の想定を大きく上回る規模の自

然災害が想定される場合には、原則として本件各原子炉施設の使用停止を命ずべきであり、また、上記の見直しがされた噴出規模を前提とすれば、本件各原子炉施設は安全性が欠如しているから、処分行政庁である原子力規制委員会は、関西電力に対し、同法43条の3の8第1項に基づく設置変更許可処分、43条の3の9第1項に基づく設計工事計画認可処分、同法43条の3の24第1項に基づく保安規定変更認可処分及び同法32条の2の12第1項に基づき本件各原子炉施設の使用停止を命ずべきである(以下、「本件各処分」)として、国に対し、本件各処分の義務付けを求めて提訴した。

2 本件の争点(本判決12p)

本判決によれば、本訴訟の争点は、①原告らの原告適格、②行政事件訴訟法37条の2第1項所定の「重大な損害の生ずるおそれ」の有無、③原子力規制委員会が関西電力に対し本件各原子炉施設の使用停止を命じないことの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無、である。

このうち、本判決が①原告らの原告適格を認めたこと自体は、約30年前に最高裁が「もんじゅ」設置許可無効確認訴訟において原告適格について判断した内容からすれば当然のことといえるため、本稿では上記各争点のうち②③について紹介する。

3 「重大な損害の生ずるおそれ」(本判決14p以下)

(1) 判断枠組み

まず本判決は、「重大な損害を生ずるおそれ」(行政事件訴訟法37条の2第1項)が認められるか否かの判断枠組みを次のとおり判断した。

「本件各原子炉施設の安全性に欠ける現実的な可能性があるときは、原告適格を有する住民の生命、身体等に直接かつ重大な損害が生ずる具体的な危険性が存在するというべきである。そして、これらの損害は、いずれも事後的な金銭賠償によって回復することが不可能又は著しく困難なものであって、生命、身体等に対する不可逆かつ重大な危害となるものであり、他方、本件訴えにより義務付けが求められている本件各原子炉施設の使用停止は、地域の電力供給等に影響を及ぼすことは否定し得ないものの、他の発電供給の手段が存在しないものではない。

そうすると、本件各原子炉の施設の安全性に欠ける現実的な可能性があるとして認められる場合は、原告らの生命、身体等に直接かつ重大な損害が生ずる具体的な危険性が存在するものというべきであり、行政事件訴訟法37条の2第1項の「重大な損害を生ずるおそれ」があると認めるのが相当である。」

この規範定立は極めてまっとうなものである。読者らの中には、2014年5月21日に福井地方裁判所が言い渡した歴史的な大飯原発

差止判決を想起した人がいるかもしれない。

一方、この規範定立は、何ら特異なものではなく、法律家であれば裁判官含め、誰しもが賛同するものといえる。

(2) 上記を踏まえた「重大な損害を生ずるおそれ」

本判決は、上記の規範定立を踏まえ、以下のとおり「重大な損害を生ずるおそれ」があると判断した。(なお、判決中の「参加人」は「関西電力」と置き換えた。以下同様)

「火山事象については...炉規法43条の3の6第1項4号並びに...同法43条の3の14の各委任を受けて定められた設置許可基準規則6条1項及び技術基準規則7条1項において、安全機能を損なわないようにすべき対象として「想定される自然現象」が規定されており、これらの規則に関する審査基準である設置許可基準規則解釈6条2項及び技術基準規則解釈7条1項において、火山事象を上記の「想定される自然現象」に含む(中略)

本件バックフィット命令の発出時点についてみると、関西電力は...大山について、運用期間中の噴火規模として5km³を考慮することとし、降下火砕物の最大層厚を10cmと認定して、原子力規制委員会から本件設置変更許可処分①を受けたが、その後...大山の火山活動に関する平成27年度研究及び平成28年度研究の研究結果を受けて、原子力規制委員会において、DNP¹の噴出量について既知見と異なる可能性があるとして、関西電力に対し、DNPの火山灰分布について情報収集を行うことを求めたのに対し、関西電力は、越畑地点で確認されたDNPの地層について再堆積層であると主張したが、原子力規制庁は、純

¹ 大山生竹テフラ。テフラとは火山から噴出された固形物のうち溶岩以外の総称であり、「火山砕屑物」又は「火砕物」ともいう。原判決9p

層の可能性がある又はその可能性を否定することができないとして、越畑地点におけるDNPの最大層厚は26cmとみなすことが可能であるとし、関西電力と意見交換会及び現地調査を実施したうえで、原子力規制委員会が、平成30年11月21日、越畑地点のDNPの降灰層厚が25cm程度であること、及びDNPの噴出規模が10km³以上と考えられること(本件新知見)を認定し、これを規制に斟酌することを確認したものである。(中略)これを踏まえて、原子力規制委員会は、本件各原子炉施設の火山影響評価に係る基本設計又は基本的設計方針において、その運用期間中に安全機能に影響を及ぼしうる火山事象として最大層厚10cmの降下火砕物を設定していることは、11km³程度と見込まれるDNPの噴出規模に鑑みると、設置許可基準規則6条1項の「想定される自然現象」の設定として明らかに不適当であり、本件各原子炉は「想定される自然現象に対して安全機能を損なわない基本設計又は基本的設計方針を有するものである」とはいえないため、同項への不適合が認められるとして、本件バックフィット命令を発出したものである。

このような本件バックフィット命令に至る経緯等に照らすと、本件バックフィット命令の発出当時、本件各原子炉施設は、その位置、構造及び設備が安全機能を損なわないものであるとは言えないと認められ、原子炉施設の安全性に欠ける現実的な可能性があったものといえる。

もつとも(中略)降下火砕物以外の最大層厚以外の基本設計又は基本的設計方針を変更しないとの関西電力の方針は妥当であるとして、令和3年5月19日付けで本件設置変更許可処分②をしたものであり、これにより、炉規法43条の3の6第1項4号所定の基準

(設置許可基準)への不適合があるとはいえないと判断されたものである。また、本件各原子炉と同一敷地にある高浜原子力発電所1,2号機設置変更許可処分においては、最大層厚27cm、気中降下火砕物濃度3.78g/m³を前提として、降下火砕物の最大層厚の変更後においても保安規定の変更をしないとの関西電力の方針は妥当であると判断されたものである。

しかしながら、本件設置変更許可処分②は、越畑地点のDNPが25cm程度であるなどという本件新知見との関係において、本件各原子炉施設について降下火砕物の最大層厚以外の基本設計又は基本的設計方針を変更しないとの関西電力の方針が妥当であるというものであり…層厚の変更が施設の安全機能にもたらす具体的影響の有無及び範囲は後続の工事計画認可…の審査において確定し、使用前検査…により実際の施設の状態について安全機能の有無が確定するものである。現に、原子力規制委員会は、本件設置変更許可処分②と併せて、本件設置変更許可後に行われる設計及び工事の計画の認可その他の処分並びに検査等の措置の今後の取扱いについて、①DNPの噴出規模の見直しに係る設計及び工事の計画の認可、保安規定変更認可並びに使用前事業者検査及び使用前確認…の手続を完了させるべき期限につき、本件設置変更許可処分②から1年以降の最初の…検査…において、原子炉を起動するために必要な検査を開始する日とする、②①の期限までにDNPの噴出規模の見直しに係る…手続が完了していない発電用原子炉施設は、運転の前提条件を満たさないものと判断することを示しているものであり、その後、関西電力は本件設計工事認可申請及び本件保安規定変更認可申請をし、本件口頭弁論終結時において、それらの審査が

なされているところである。(中略)

そうすると、本件各原子炉施設について、...「手順が完了するまでは、技術」基準規則解釈7条1項の「想定される自然現象」として挙げられている「火山の影響から適用されるもの」、及び発電用原子炉施設の保全に関する措置を講ずることが求められる実用炉規則83条1項1号口の「火山減少による影響」について、噴出量11 km³規模の噴火による降下火砕物に対する対策が確認されたものではないから、本件口頭弁論終結時においても、原子炉施設の安全性に欠ける現実的な可能性があるものと認めるのが相当である。

以上によれば、本件各原子炉施設は安全性に欠ける現実的な可能性があり、原告らの生命、身体等に直接的かつ重大な損害が生じる具体的な危険性が存在するというべきであり、行政事件訴訟法37条の2第1項の「重大な損害を生ずるおそれ」があるものと認めるのが相当である。」(下線は筆者)

つまり本判決は、本件各原子炉施設は原子力規制委員会において示された科学的知見に照らしても、安全であることが確認されていないから、安全性に欠ける現実的な可能性があると判断したのである。それではなぜ、運転停止を命じなくてよいと判断したのであろうか。

4 裁量権の範囲の逸脱又は濫用について (本判決122p以下)

(1) 判断枠組み

本判決は、以下のような判断枠組みを示した。「本件訴えに係る請求は...原子力規制委員会に対し、...関西電力に対して本件各原子炉施設の使用停止を命ずること(本件各処分)の義務付けを求めるものであり、これが認容されるためには、口頭弁論終結時において、

義務付けの訴えに係る処分につき、「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超えもしくはその濫用となると認められるとき」(行政事件第37条の2第5項)であることが必要である。そして、行政庁に裁量が認められる処分について、当該行政庁の有する裁量権の範囲や程度については、当該処分について規定した法令の趣旨、目的や規定の内容等を踏まえて判断するのが相当である。」

筆者もこのこと自体に異を唱えるものではない。しかしながら、法令の趣旨や目的が人命を保護するものであるならば、安全性に欠ける施設の運転を容認することを、安易に裁量の名のもとに追認することがあってはならないであろう。

(2) バックフィット制度である炉規法43条の3の23第1項の規定の趣旨、目的

これについて本判決は以下のとおり述べる。「平成24年改正前炉規法36条に基づき、原子炉施設の安全等が主務法令等の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることなどが可能であったが、新知見等が得られたことにより、原子炉施設の位置、構造及び設置に係る設置(変更)許可基準が見直された場合等において、原子炉設置者に対して当該許可基準に適合させるための措置を法的に義務付ける枠組みは存在しなかったものである。そのため、原子力安全委員会が審査基準である耐震設計審査指針を改定し、保安院が原子力事業者に対し耐震バックチェックの実施を指示す

るなどしたものの、あくまでも法令に基づく規制の外側として位置づけられ、東京電力から耐震バックチェックの最終報告は提出されず、同社内では耐震補強工事が必要であることを把握していたとされていたにもかかわらず、工事がされないまま福島第一原発事故に至ったものであり、このような事故の教訓を踏まえ、平成24年改正による同法43条の3の23第1項のバックフィット制度が新設されたものである。

(中略) また、同法43条の3の23第1項の規定は... 発電用原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置で発電の用に供するものであり、その稼働により、内部に大量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、発電用原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該発電用原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体、当該発電用原子炉施設の敷地内又は周辺の存する財産に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射性物質により汚染するなどの深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、このような災害を防止することを目的とするものと認められる。」

つまり、本判決も、バックフィット制度の趣旨・目的は、福島第一原発事故が引き起こした深刻な人権侵害に鑑み、二度とこのような事故を引き起こさないよう、最新の科学的知見を反映させることにあったと認めている。

(3) 裁量の過大評価

ところが原判決は、これに引き続いてこう述べる。

「さらに、炉規法43条の3の23第1項の規定の内容をみると、同項は、設置基準規則や技術基準規則として具体化されている「基準に適合していないと認めるとき」などとして、

バックフィット命令の発出要件について原子力規制委員会に裁量を認める規定をし、同要件を満たした場合におけるバックフィット命令の内容についても、「原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置」といった多様な選択肢を用意しつつ、「命ずることができる」と発出の要否について裁量を認める規定をしている。」

「原子力規制委員会は... 原子炉に関する規制等を所掌事務とする機関であり、委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとされている」

本判決は上記を理由に広範な裁量を認めているが、これは(2)で判示した炉規法43条の3の23第1項の目的を度外視したものであり、国会を国権の最高機関と定めた憲法41条を無視して裁判所が法の明文に反した規範定立をしたといっても過言ではない。

本判決自らが述べた他の部分の判示、とりわけ(2)で認定したバックフィット制度の趣旨・目的に忠実にあてはめるならば、「原子力規制委員会(の)裁量」や、使用停止以外の「多様な選択肢」とは、「原子炉施設の安全性に欠ける現実的な可能性がある」とまではいえない場合においてのみ認めるべきもので、いやしくも「原子炉施設の安全性に欠ける現実的な可能性がある」と認められるような場合であれば、安易に裁量を認めるべきではない。

5 おわりに

福島原発事故の後、2014年5月21日福井地方裁判所が言い渡した歴史的な大飯原

発差止判決を嚆矢として、毎年のように原発訴訟では住民勝訴の判決・決定が出されるようになったが、そうでない判決・決定も依然として多い。住民敗訴判決に共通していえることは、規範とあてはめが一致しないなど、論理的整合性を著しく欠く点にあり、本判決もその一例といえる。

逆に言えば、法と論理に忠実である限りは、住民勝訴の判決・決定を書かざるを得ない時代になったといえよう。法律家に限らず、多くの市民が各種原発訴訟の動向に注目することが期待される。

（追記）

住民側は当然、この不当判決に控訴したが、大山生竹噴火（DNP）の噴出規模引き上げによるバックフィット命令にかかわる許認可のうち、保安規定変更認可を4/7付で原子力規制委員会が行ったことからバックフィット命令に関する手続きは終了し、バックフィット訴訟においては訴えの利益がなくなったことから控訴の取り下げを余儀なくされた。

しかしながら、原子力規制委員会は降下物濃度の過小評価を看過したまま保安規定変更認可を行っており、この問題については、名古屋地方裁判所に現在継続中の設置変更許可処分等の取消訴訟などで審理が進められている。

JSA「研究者の権利・地位宣言/倫理綱領」制定活動の検証と意見

高木秀男(日本科学者会議福井支部)

日本科学者会議・科学者の権利問題委員会は、過去に「研究者の権利・地位宣言/倫理綱領」の制定に長年にわたり取り組んだが、残念ながら未だに正式決定には至っていない。なぜこの問題が放置されたままになっているのか、これまでの経緯を整理し問題点と現状打開の必要性を指摘した。

1. はじめに

JSA 科学者の権利問題委員会(以下、権利問題委員会)は、研究者の権利に関する国際的な取り組みが戦後一貫して進められてきたにもかかわらず、我国ではその取り組みが遅れ、研究者の権利侵害も増加傾向にあることを憂慮し、1980年代の後半からその問題への取り組みを強めてきた⁽¹⁾。

そして、ユネスコをはじめとする内外の権利問題の資料の収集をはじめ、1995年にその成果を『科学者の権利と地位』⁽²⁾として刊行した。ついで日本の科学者・研究者・技術者の権利の現状を把握するために調査を行ない、その結果を2001年に『科学者・研究者・技術者の権利白書』⁽³⁾として刊行した。

その後、権利問題委員会が取り組んだのが、「研究者の権利・地位宣言/倫理綱領」(以下、「宣言/綱領」)の作成だった。これには大変長い年月がかかった。JSAの会員以外の研究者の意見も取り入れるべく、15回ものミニシンポジウムおよび2回の「研究者の権利・地位・倫理に関する懇談会」を行ない、「宣言/綱領」の案を練ったからである。

ミニシンポジウムや懇談会に参加し、貴重な意見を寄せていただいた会外の方々は以下の通りである⁽⁴⁾。横山伊徳氏(東大職組委員長)、御輿久美子氏(NPO アカデミック・ハラスメントをなく

すネットワーク代表理事、奈良医科大)、蔵原清人氏(東京高等研究所事務局長、工学院大)、青木宏治氏(全大教副委員長、高知大)、住江憲勇氏(保団連会長)、森谷寛之氏(心理臨床学会倫理委員長、京都文教大)、中杉喜代司氏(公害弁連事務局長)、川出圭一氏(歴教協、東京学芸大)、野口邦和氏(東京私大協連書記長、日大)、山本厚生氏(新建常任幹事)、山崎孝氏(科労協議長、衛生利用推進センター)、竹崎三立氏(保団連副会長、東京保険医協会理事)。そして学研協・国公労連からは、連名による文書発言があった。

2. 「宣言/綱領」の原案作成に対する反応

権利問題委員会には、シンポジウムや懇談会を通じて多くの方々から様々な建設的な意見をいただいた。参考までにそのいくつかを、要約して次に紹介する。

長野久八氏:ユネスコ勧告のどこを発展させ、何を新しく加えられたか明らかにすべき。権利宣言に科学者の義務を明記すべき。倫理綱領は努力目標のようなもの。「宣言/綱領」は全体として守勢にまわった文書になっている。科学者の権利が発生する根拠を科学者の責務から解き明かすべき。「宣言/綱領」はハッピーな科学者に焦点を当てるべき。「宣言/綱領」はひとり科

学者のためのものではなく、すべての国民のための宣言であるべき。

岩佐茂氏：研究者の社会的責任として問われていることと、研究者の倫理として問われていることは同じだろうか。重なっている面もあるが、問題が提起されてきた背景やアプローチに違いがある。

浦田賢治氏：学術の研究者層と、学術の社会への適用および学術に対して社会から反作用を及ぼす技術者層の両者が存在しており、両者の役割分担と連携の新たな関係が重要。科学者あるいは知識人と技術者の区別を、物質的存在根拠、社会的存在根拠、自己意識の3点について認識することが重要。専門職能人の特別の権利の意義を明らかにすることが重要。

蔵原清人氏：素案はあまりにも「内向き」で、今日の社会的要請と関心に対し十分応えていない。研究者の権利が社会的責務から由来するものであることが十分表明されていない。倫理綱領とは単に悪いことをしないというにとどまらず、研究者の行動基準として社会と国民への公約である。倫理綱領の内容は、多くの研究者の実践と社会の要求、情勢の進展に応じて、今後さらに豊かにしていかなければならない。技術者には伝統的経験的な技術による技術者と、近代科学の基礎にたった技術者の2種類がある。

湯浅精二氏：「倫理綱領」は、研究者が作為義務と不作為義務を貫徹できる環境を与えるもので、そのために相当の権利と地位を確保させるのが「権利・地位宣言」。権利侵害が横行し研究者が本来の業務を遂行することが困難である状況に鑑み、緊急に当該文書の討論と制定をする必要がある。この活動は国際的にも意義がある。

我国の科学技術の健全な発展を期するには民間企業の研究者にこそ焦点をあて、そこに適用

できる文書になるようにすべき。当該文書はJSA自身の文書であると同時に、研究に参画するすべての機関や研究者に対する「ひな形」として提供される⁽⁵⁾。

多くの人から意見を参考にしながら、権利問題委員会は「宣言/綱領」の文案を練り上げ、その原案(ver.4)が2006年の全国大会で示され、各支部でも議論して成案を得て2007年の全国大会で正式採択する方針が決定された。

そしてこの方針に基づき各支部で検討が行なわれた。また会外の意見も聞き、2006年のJSA第16回総合学術研究集会(16総学)の総合討論会でも多くの意見・コメントが寄せられた。これらのコメントをもとに全国事務局と権利問題委員会がver.4をver.5に大幅に修正して全国常任幹事会に提出した。しかし常任幹事会は会員のなかにまだ十分な合意が得られていないとして、2007年の全国大会では「宣言/綱領」を採択せず、「報告文書」に留めることを決定し、大会では宣言・綱領制定活動のための特別決議⁽⁶⁾を採択した。

筆者は、長年にわたって権利問題委員会の委員を務めてきた。現在は高齢のため委員は交代してもらったが、「宣言/綱領」が報告文書のままで採択されないままに放置されてきたことを、非常に残念に思い、現状の打開を2012年の19総学でも訴えた⁽⁷⁾。本稿では改めてこの問題やや詳しく紹介し、何が問題か私見を述べたい。

3. 提出された主たる三つの異論

さまざまな意見のなかで、JSA会員から出された「原案」(ver.4)に対する強い修正意見は、(1)「研究者」と「科学者」にかかわる呼称の問題、(2)技術者の取り扱いにかかわる問題、(3)「権利・地位宣言」「倫理綱領」の性格にかかわる問題の三点であった。(1)と(3)は京都支部の宗川吉汪会員から、(2)は神奈川支部の民間企業会員懇談会から出された。

(1)の呼称問題は、科学者会議が出すものだから「宣言/綱領」のタイトルを研究者でなく科学者にすべきという意見である⁽⁸⁾。同様な意見は、後に山崎健氏からも出された⁽⁹⁾。

この呼称問題は、提案者と権利問題委員会の浜林正夫委員長の間で何回か意見の交換があり、権利問題委員会の意見として16総学で次のように答えた⁽⁴⁾。

「「宣言/綱領」が呼びかけている対象をなるべく広く広げたいという気持ちから研究者とした。

(科学を自然科学として捉える傾向があるため、人文系の人には自分は科学者でないと考えている人がいる。)また技術者に於いても、自分は科学の応用に携わっているのであって科学者ではないという考え方がある。しかし、研究者とすれば、教員も教育実践の研究者であり、技術者も技術の研究者であり、人文系の人も研究者という呼称には抵抗がない。」

筆者自身は、この問題は本質的な問題ではないと考えている。要は言葉の定義の問題であり、原案の「研究者」も宗川氏のいう「科学者」も、対象は同じものを指しているからである。

筆者は理系出身なので、「研究者」より「科学者」をよく使うが、言葉というものは多義的であるから、定義をはっきりさせる必要がある。そもそもVer.4のまえがきには、誰を対象とした「宣言/綱領」かが明記してあった。Ver.5のまえがきから対象者の定義を削ったのは、技術者を対象から外せと異論が出たせいと思われる。したがって、研究者の定義をまえがきに復活すべきある。

(2)の技術者問題とは、普遍的真実である科学を追究する「研究者」と科学を応用して使用する「技術者」とは、その立場や役割が異なるので、一緒に「宣言/綱領」を作るのは無理があり、今回は研究者だけを対象とすべきという技術者たちの意見であった。

これは「技術者」とは何か。技術者の社会的責任とはといった重要な問題を含んだ問題提起であったため、議論を呼んだ⁽¹⁰⁾。神奈川民間懇はまた、次のようにも主張していた。「技術者にとって学問の自由はほとんどの場合意味をもたない。」「研究者は研究成果を公表するが、技術者は情報を秘匿するのが原則である。それは技術者の目的が企業の利益の追求だからである。」

この意見に対し長田好弘氏は、次のようにコメントした⁽¹⁰⁾。

①「研究者」と「技術者」は、多くの場合はっきりと区別できない状態にあり、ある意味で資本に強制された歴史的産物・分業化にすぎず、研究者と技術者に本質的な違いがあるとは思えない。

②「技術者にとって学問の自由はほとんどの場合意味を持たない」という議論は乱暴であり、わが国の技術者の能力向上・社会的地位の向上と信頼を低める危険性をもつ。

長田氏のコメントに対し、神奈川民間懇からの反論は出されなかった。

筆者もこの問題を重視し、2008年の17総学で次のように主張した⁽¹¹⁾。

①技術者の目的は企業の利益の追求なのか。もしそうなら、企業の研究者の目的も企業の利益の追求となるはずで、研究者と技術者の区別は意味をなさない。

②技術者には「学問の自由」は無縁なのか。技術は日進月歩、技術者は研究者の顔も持っていなければ、技術者として成長できないし、社会の発展に寄与するすぐれた技術者にはなれない。そもそも学問思想の自由は研究者の特権ではなく、研究者・技術者がその社会的責任を果たすために必要なものである。

③技術者には幅があり、戦前は技師と技手、現在も技術者と技能者がいる。大学卒・大学院卒の技術者の増加は、専門職としての技術者の社会的地

位の上昇と社会的責任の自覚が求められている。

④「懇談会」の意見は、民間技術者の多くの意見だろうか。筆者には疑問に思える。「宣言/綱領」にメリットを感じている技術者もいると思う。

「宣言/綱領」は、企業の研究者・技術者には現実離れしているという意見が出されているが、実態が厳しいからこそ「宣言/綱領」が必要ではないのか。「技術者」は現状追認の規定を容認してもよいのか。それで技術者の権利は守れるのか、技術者の社会的責任を果たせるのかと筆者は問いたい。

その後、塩谷光氏⁽¹²⁾や山下詔康氏⁽¹³⁾から技術者も真理を探究していることが主張され、以降はこの問題について強い反論は出されていない。

(2)の文書の性格問題は、近畿地区シンポで宗川氏から出された提起である⁽¹⁴⁾。宗川氏は、「権利・地位宣言」は誰に向かって主張しているのか、国か、企業か、一般市民に対してかと問い、ユネスコ勧告は加盟国の政府に向けられるが、JSAはユネスコや日本学術会議にかわって政府に勧告することはできないと述べている。

また「倫理綱領」についても民間企業の研究者や技術者の倫理綱領をJSAがつくることはできない。「倫理綱領」はあくまでもJSA会員のものにすべきで、「権利宣言」もJSA内の内部研究文書であって、社会に向けて発表する性格のものではないと主張している。

以上の主張に私は賛成できないし、これまでのJSAの方針⁽⁶⁾⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾に関わる異論であり無視できない。JSAは研究活動と科学者運動の両方をすすめる学術団体である。JSAは科学者の社会的責任を果たすために様々な科学者運動を行なっているが、「宣言/綱領」の制定活動もその一つである。JSAの科学者運動は、ただ会員の利益のためだけに行なっているわけではない。科学者全体としては国民全体の利益のために行なっているのである。だから全科学者に呼びかけ、政府・自治

体や企業に要求をし、国民にもその活動を表明するのである。

4. 現状打開の必要性

「宣言/綱領」の制定活動は、すでに20年以上を経過した。その制定の意義・重要性については、湯浅精二氏⁽⁵⁾や丹生淳郷氏⁽¹⁶⁾の報告に尽くされている。では今、何が問題なのか。まず異論が出て「報告文書」のまま放置されている「宣言/綱領」の取り扱いをどうするのかという問題である。

2007年の全国大会でver.5が「報告文書」とされた後は、さらに討議を進めて正式文書として採択する方針が決定された。だが、2008年の17総学、2009年の第15回東京シンポ、2010年の18総学、2012年の19総学で権利問題の分科会を設けても、異論を述べた人は参加せず、その後意見の調整は進まなかった。全国事務局がこの問題に取り組むことに消極的になっている様子が見られたことも、率直に指摘しておきたい。

筆者個人としては、建設的な議論の場が設けられれば、最近の情勢に合わせて必要な修正を行ない正式文書にすることは可能と考える。その際、資料としてはver.5だけでなくver.4も参照しながら修正を行なうことを提案したい。その理由は、ver.4からver.5への短期間での修正には、先の異論への配慮が多分になされており、ver.4のほうが良かったと思われる所もあると思えるからである。良いものを作れば、民間の研究者・技術者を含めて会外からも歓迎されると筆者は確信している。

5. 筆者の考えと意見

「権利・地位宣言」は、広い意味でのすべての研究者の本来あるべき姿を示したもので、権利侵害があった場合にそれと闘う理論的武器となる文書であり、「倫理綱領」は、研究者の権利・地位

の源泉である研究者の社会的責任・道義的責任を明記したものである。

なお「宣言/綱領」は JSA 会員向けの内部文書として準備してきたわけではなく、JSA が研究者の権利や社会的責任・道義的責任についてどう考えているかを、会内外に広く表明する文書として準備してきたものである。

以下、「宣言/綱領」に関する筆者の考えや希望を箇条書きにして示しておく。

① 「宣言/綱領」は固定したものではなく、時代とともに発展するべきものなので、そのことを前文に明記すべきである。

② Ver. 4 から削った「研究者」の定義を復活させる。たとえば、「研究者とは、科学者・技術者・教育者・大学院生や、医師・弁護士・建築士を始めとする専門職の人たちなど、研究に携わっているすべての人」と定義する。

③ 異論が異論のままになっているのは、何よりも意見を述べた当事者間の議論の不足によっている。異論が出ることで議論が深まり、本来は悪いことではない。異論が出ている問題点については当事者と真摯な討論を行えば、議論の収束をはかることは可能と考える⁽¹⁷⁾。「改訂委員会」を設置して意見を調整し、大筋で一致できる ver. 6 案を作成する。

④ 「宣言/綱領」は「本文」と「解説」からなるが、一部に「本文」だけで良いのではないかとの意見があった。権利問題委員会の意見⁽⁴⁾は、「解説」は本文の注釈的性格とともに、本文が生まれた背景や留意事項などが記されており、一体のものとして理解してほしいというものであった。

本文だけにすれば疑義は少なくなり、成案はまとめ易くなるだろう。また「宣言/綱領」はなるべく簡潔でわかりやすい表現にすべきであるという意見も多い。確かに本文は簡潔でわ

かりやすい表現が良い。だが筆者自身は「宣言/綱領」の本文が長すぎるとは感じていなかった。むしろ本文が簡潔に書かれているので、解説が付けられていると思っていた。

筆者は解説文を付けておいてほしいと思っている。JSA の「宣言/綱領」と同主旨のものは、いろいろな機関から出されており、JSA が新しい「宣言/綱領」を出す以上、長野久八氏が強調しているように、そこには新しい視点、何らかの発展が必要であろう。

⑤ 「倫理綱領」には、研究者が科学の正しい発展と活用をめざしその社会的責任を果たすとともに、自らの姿勢を正し研究者として誠実に実行すべき当然と思われる項目が列挙されている。ただし、筆者にはまだ追加あるいは前文や解説で補足すべきと思う点がある。それは学問の自由や研究者の権利が明らかに侵害されるという事態が生じた場合や、教育および科学技術体制の改悪によって学問の自由や大学の自治が脅かされる恐れがある場合、研究者は決して傍観せず協力してこれと闘うということである。もしこのような項目がなければ、「権利・地位宣言」の内容がいくらすばらしくても、それは絵に描いた餅になりかねない。このことは高柳信一氏も強調していた⁽¹⁾。

6. ユネスコ「科学研究者の地位に関する勧告」の改訂と JSA 「権利・地位宣言/倫理綱領」

ユネスコは 1966 年に有名な「教員の地位に関する勧告」を採択した。そして 1974 年 11 月に、第 18 回ユネスコ総会で「科学研究者の地位に関する勧告」が採択された。日本政府は、最終的には賛成を表明したが、審議の場では終始消極的・否定的な立場を取ったという。一方、日本学術会議を始めとする我国の科学者や学術団体は積極的に支持した。JSA も 1974 年の大会で勧告の採択

と内容の実現を政府に要求する決議を採択した⁽²⁾。

それから半世紀を経た 2013 年のユネスコ総会で、旧勧告の果たした役割を確認し、今日的状況に適合したものに改訂すべく検討を開始した。ユネスコ事務局は各国政府や科学者団体等に広く意見を求めたが、JSA は「宣言/綱領」報告文書の英訳版を送付して、科学者団体としての役割を果たした。そして 2017 年 11 月の第 39 回総会において新勧告「科学及び科学研究者に関する勧告」が採択された。

しかし、日本国内では新勧告に対して日本学術会議や学協会などからの反響はなかった。JSA は 2018 年の 22 総学および 2020 年の 23 総学において、科学者の権利問題分科会で新勧告の意義と関連する課題について報告がなされた。この新勧告の採択の意義と JSA の「宣言/綱領」報告文書の改訂の必要性について、丹生淳郷氏が『日本の科学者』に論文⁽¹⁸⁾を發表しているのので、以下、その論文の重要な指摘と思われる部分を紹介するが、詳しくは是非原論文をお読み頂きたい。

丹生氏は新勧告に新たに現れたいくつかのキーワードに注目して、その内容についてコメントをしている。まず新勧告に「科学が公共の財産として重要な価値を持つこと」が盛り込まれたことは特筆すべきことと指摘し、その背景には 1999 年にユネスコと世界科学会議が出した「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ブタペスト宣言)の前文と、2016 年に国連事務総長・科学諮問委員会が出した「国連に対する科学的助言の将来」があったという。

新勧告は、科学が教育的・文化的・知的な豊かさをもたらす、社会的な諸問題の解決に貢献する重要な役割を持つ公共の財産であるから、科学の健全な発展にとって「学問の自由」が保障されなければならないと前文で述べている。JSA の「宣言/綱領」も、「学問研究によってもたらされる真理は、人類普遍の財産として公共的・社会的な性格

を持ち、極めて高い文化的価値を持つ」と冒頭で述べている。そして、学問研究の意義と目的が世界の平和と人類の福祉の増進に寄与することを踏まえ、それに携わる研究者の固有かつ重要な権利・地位・倫理を明らかにした。

新勧告には、科学研究と科学技術政策との関係でイノベーションという言葉が多数登場している。また科学研究者の責任および権利として、自国における科学およびイノベーションの促進に建設的に貢献することが求められている。しかし、この文脈では科学技術がイノベーションを達成するための単なる手段と見なされないか、強い危惧を抱くと丹生氏は指摘している。

それには理由がある。我国では、2020 年 6 月「科学技術基本法」が「科学技術・イノベーション基本法」に改悪された。それによる基礎科学からイノベーション重視への転換により課題解決型研究が優先され、多様で創造的な研究力の低下や、人文・社会科学でもイノベーションに役立つ分野のみが優遇され、バランスの取れた学術の発展の阻害が懸念されるなど、科学技術に関わる基本法の性格が大きく変わったからである。

新勧告は「推奨される科学研究者の責任及び権利」の中で、「科学技術の発展が人類の福祉、尊厳及び人権を損なう場合、または「軍民両用」(dual use)に当たる場合には、科学研究者は良心に従って当該事業から身を引く権利と、その懸念について自由に意見を表明し、報告する権利及び責任を有する」と明記し、旧勧告より記述が具体的になっている。丹生論文には、以上の問題以外にも様々な差別の解消問題、研究不正の問題、知的財産の保護問題についても触れられている。

7. おわりに

丹生氏は論文の最後に、JSA の「宣言/綱領」は發表されてから 14 年を経ており、新しい状況を踏まえて改訂の必要性が主張されている。また

JSAで構想されている「日本科学者会議憲章」制定の検討にあたっては、新勧告やJSA「宣言/綱領」が活用されるべく期待を表明している。もし「日本科学者会議憲章」を制定するなら、筆者はJSAの「宣言/綱領」を改訂して「憲章」に仕上げたら良いのではないかと思う。長年棚ざらしにされてきた「宣言/綱領」の改訂には腰が重くても、新しく「日本科学者会議憲章」制定の方針を打ち出せば、新たな力がわいてくるかも知れない。その際は、法律の専門家を含めた新たな憲章制定委員会を設置して事を進めていただきたいと思います。

参考文献

- (1) 高柳信一「研究者の社会的責任」『研究者の権利と地位を考える』(1987)
- (2) 日本科学者会議編『科学者の権利と地位』水曜社(1995)
- (3) 日本科学者会議編『科学者・研究者・技術者の権利白書』(2001)
- (4) 日本科学者会議科学者の権利問題委員会「「意見」等について権利問題委員会からのコメント」『JSA第16回総合学術研究集会予稿集』(2006)
- (5) 湯浅精二「「研究者の権利・地位、倫理」文書採択の必要性」『第15回東京シンポジウム予稿集』(2009)
- (6) JSA38回大会決議「学問と科学・技術の危機を打開しようーそのために自らの社会的責務と権利・地位・倫理を確認しよう」(2006)
- (7) 高木秀男「研究者の権利・地位宣言、倫理綱領制定活動の経過と現状打開の必要性」『第19回総合学術研究集会予稿集』2012年
- (8) 宗川吉汪「科学者とは何ものか」『日本の科学者』2007年7月号
- (9) 山崎健「科学者の科学者観」『日本の科学者』2008年1月号
- (10) 長田好弘「神奈川支部民間企業会員懇談会の「意見」に関するコメント」2007年1月
- (11) 高木秀男「研究者の「権利・地位宣言」「倫理綱領」と技術者問題」『第17回総合学術研究集会予稿集』2008年
- (12) 塩谷光「技術者も真理を探究しているー設計論試論」『日本の科学者』2010年1月号
- (13) 山下詔康「「技術や科学」の論議と研究者の役割」『日本の科学者』2010年4月号
- (14) 宗川吉汪「研究者の権利・地位と倫理に関する確認文書について」『近畿支部シンポ予稿集』2010年
- (15) 湯浅精二「「研究者の倫理と権利・地位文書」の作成と科学者運動」『第18回総合学術研究集会予稿集』2010年
- (16) 丹生淳郷「「研究者の権利・地位、倫理」報告文書をJSA運動に活かすために」『日本の科学者』2012年3月号
- (17) 岡山博「安心して話ができて、健全な議論ができる社会をつくろうではありませんか」『第18回総合学術研究集会予稿集』2010年
- (18) 丹生淳郷「ユネスコ「科学及び科学研究者に関する勧告」とその意義」『日本の科学者』2021年5月号

北陸新幹線敦賀開業を目前にして、県民の足を守る運動と県政を問う

松原信也(北陸新幹線福井開業と在来線を考える会世話人代表)

北陸新幹線敦賀開業は2年後の2024年春に迫った。金沢開業を目前にした2010年ごろ北陸新幹線福井延伸が県内の一部で論議されていた。福井県西川知事はオール与党の県議会と地元政財界をバックに「新幹線福井延伸に福井県には何の障害もない」と発言していた。私たちは「西川知事の新幹線政策に異議あり、新幹線の姿が県民に知らされないまま進めるべきでない」と声を上げ「新幹線福井延伸と在来線を考える会」(以下考える会)を結成した。マスコミも「考える会」の結成を大きく報道した。直ちに「考える会」は県民アンケートを集約し、沿線自治体や県議会議員へのアンケート調査も行った。その結果、西川知事の「県内に何の障害もない」とは実態を無視した知事発言であることが明らかになった。「考える会」は要求を中心に政策にまとめ運動を進めた。「考える会」は高速鉄道の全国への延伸に反対するものではないが、県民の合意を前提に進めるべきである。以来「考える会」は、新幹線建設と在来線など県民の足を守る運動を12年余取り組んできた。先日(2022年4月21日)「考える会」総会を開催し運動をまとめ、今後の新幹線大阪延伸や第3セクター(社名:ハピラインふくい)など県民の足を守る運動の取り組みを明らかにした。

1. 新幹線とは

全国の新幹線には東海道、山陽、東北、上越新幹線があり、いずれも採算見込みがあり旧国鉄が世界銀行等の融資により建設が進められ、現在はJRが運営している。これに対し財界や地方の政界から地方にも新幹線を求める声上がり、全国新幹線鉄道整備法(1970年)が成立、1973年に全国5線が計画された。しかし建設にあたって政府・与党合意①安定的財源確保②収支採算の確保③投資効果の保障④JRの同意⑤地元自治体同意が建設を進める条件として示された。すなわち「元の国鉄にしてはならない」との条件である。整備新幹線は赤字が見込まれ、その負担は運営するJRでなく国や地方自治体(すなわち県民)が責任を持つことを条件に進められたのである。現在進められている整備新幹線は北海道、東北(盛岡以北)、北陸新幹線、九州鹿児島ルート、九州長崎ルートである。

2. 西川知事の公約を検証する

西川知事は新幹線建設構想にあたって何の障害もないと豪語「バラ色の新幹線構想」を発表した。その構想とは①鉄道流動人口が1.4倍増 ②経済波及効果で直接投資効果2470億円、人口流動で年間210億円に及ぶ ③雇用創設効果年間1,900人創出 ④時間短縮は福井・東京間が50分短縮されると公約した。

「考える会」は、西川県政の公約は福井県が構想したものでなく地元経済界等が描いた構想の「模写」に過ぎず、県民の多額の財政負担押し付けも知らされないまま、公約実現の見通しは実現不可能だと反論し、県民に問いながら県政に反映させることを表明した。整備新幹線与党合意が本当の意味で県内自治体や県議会や地方議会の信任を受けているのか検証する取り組みを進めてきた。

3. 県内各地域討論会やアンケート調査を行い、県民の意識と要求をまとめた

①地域討論集会6か所で開催

「考える会」は、県民との討論集会を福井市はじめ、芦原、坂井、武生・鯖江、敦賀地域で開催、集会には県新幹線推進室の参加もお願いし県の考え方も含め討論を重ねた。討論会では、県が描いた新幹線構想は情勢を過大に評価し、今後の経済推移について常識を超えて想定したものであり、県の計画に対して「確かな実証」を確認することは出来ず参加者の疑問は払拭されなかったばかりか、多くの意見が出された。特徴は以下の通りである。

その一つめは、県内建設費は高騰を続け当初予算(金沢敦賀間114.6km, 1兆1858億円)をはるかに超え(1兆7001億円)となり福井県分は約7700億円となる。今後、敦賀から小浜経由大阪延伸で約2兆1000億円と想定され福井県分は1兆円が予想される。金沢～大阪間の福井県分は1兆8000億円となり、3分の1は地元自治体負担となる。

二つめは、敦賀乗り換えによる速達性の障害と利用不便は当初より明らかであり、フリーゲージトレイン(車軸幅自動変換装置)構想が出されたが結局技術未達で当初計画は挫折し敦賀駅乗り換えが残されかえって不便になる。

三つめは、当分の間、最低でも小浜経由大阪開通が完成するまでおよそ20年～30年「特急サンダーバードとしらさぎの存続を図るべきである。

四つめには、県の説明でも第3セクターは開設時から年間7億円の赤字が計上され営業が始まる。県は莫大な負債を抱えることになるがその見通しははっきりしない。

②3回の利用者・県民アンケート調査

「考える会」は、主にJR利用者を対象に芦原、丸岡、春江、森田、福井、北鯖江、鯖江、武生、南条、今庄、敦賀の各駅頭で返信用封筒付きアンケートを配布、2018年6月(1400通配布、回答348通)、2019年10月(1230通配布、回答239通)、2020年10月(1000通配布、回答81)の3回行い、極めて高い率の回答が寄せられた。

アンケート結果の特徴は「新幹線に期待しない33%、あまり期待しない41%、期待18%」「特急存続要求81%」「北陸線の第3セクター化知っている52%」「経営分離反対73%」「高額な地元負担建設費は無駄な投資68%」。敦賀から大阪延伸計画について「①延伸中止・特急存続50.8% ②推進22%、見直し16%」「敦賀開通後の大阪・名古屋方面移動手段はJR46.3%・自家用車かバス41.3%」「第3セクター後の運賃値上げ避けるべき64%、仕方ない25%」など県民意識の特徴が浮き彫りになった。新幹線工事が進むにつれて県民の意識や要求も変化してきたが、鉄道離れも進んでいる。

4. 変化を作った「考える会」の取り組み

県民の理解などを無視した国家的プロジェクト建設工事は強引に既成事実を積み上げ進められた。建設工事が進むにつれて県民の意識や要求も変化し「考える会」は特急存続に重点を絞って取り組みを強めた。坂井市議会や越前市議会の委員会に参加して特急存続の大切さを訴えた。鯖江市担当課にも直接出向き現状を伝えた。同時にJR福井駅頭はじめ地域へ「特急存続要求ビラ」を大量に配布した。多くの県会議員に直接面会しアンケートも取り特急存続を訴えた。2019年春の知事選、県議会議員選挙に当たっては候補者に要望書とアンケート調査をした。県議候補の内13

名から特急存続の取り組みに同意を得た。これらの運動の結果、県議会をはじめ越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町議会は特急存続決議を採択した。杉本知事は直接中央に出向き特急存続を訴えるまでに至った。杉本知事はその後JRの厚い壁には抗しきれず特急存続要求を取り下げた。しかし特急存続要求は県民の多くの支持のもと県政や地方自治体も動かすなど、世論の大きな変化を実感した。

5. 「考える会」の運動で様々な矛盾も浮き彫りに

- ①当初計画は福井までの延伸で計画されていたが、福井地区における車両基地予定地が確保できず敦賀延伸に変更した。
- ②敦賀以西は琵琶湖西経由の計画であったが突如小浜経由に変更された。その背景には原発再稼働との裏取引あったのではないかとマスコミが報道した。
- ③敦賀乗り継ぎを改善するためにフリーゲージトレイン(車軸幅自動変換装置)の導入が進められていたが技術開発が進まず断念した。
- ④杉本知事は当初の特急廃止について「考える会」の取り組みと世論に押され特急存続へ方針転換を図ったが、国とJRの前に抑え込まれ「特急存続」を断念したことを記者会見で発表した。計画は2転3転した。

6. 運動で学んだものとこれからの取り組み

西川知事の「新幹線延伸に福井県内では何

の障害もない」の発言に異議ありから始まった運動だったが、①県民は知らなかった政府与党5項目合意と特急廃止 ②在来線は第3セクターとなり開設と同時に年間7億円の赤字ローカルとして発足する ③多額の建設費とその負担が県民に大きく襲い掛かる実態 ④新幹線建設計画は議会と沿線自治体の合意が前提であったが事実上県民が知らない間に「合意の印」が押されて計画が進められた。

2024年春北陸新幹線敦賀開業となり、在来線は第3セクターとして特急は廃止されて出発するであろう。特急存続は実現できなかったが、「考える会」の取り組みを通じて地方政治に県民要求を突きつけ、その県政を告発し県民の足を守る運動につなげる実績を上げた。

今年4月に開催した「考える会」総会では、引き続き第3セクターを県民の足を守る鉄道として守り続ける運動や北陸新幹線小浜経由大阪開通は今後20年から30年後となり、その間に福井県民の旅行や経済は大きな打撃をこうむることを明らかにした。県民要求実現に向けた取り組みは容易に実現できないが、県民による県政に取り戻そうとの意識は確かに蓄積してきた。

「考える会」の総会では、地域要求で運動を組織し世論を作り、議員・議会・自治体を動かした、第3セクターを県民の足を守る鉄道として改善を求めること、JR西日本は越美北線・小浜線の赤字額を発表し将来の廃線を含む検討を示したが、地域鉄道を守る運動を強めることなどを確認した。

2022年5月18日

福井県における新型コロナ感染流行

村岡道夫（日本科学者会議福井支部）

2019年末に中国武漢で発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に拡大し、未だ終息の兆しが見えない。呼吸器系ウイルス感染症としては、毎年冬季にインフルエンザが流行するのが普通であったが、すっかり新型コロナに取って代われ、しかも季節を問わない感染流行を示している。本稿では、福井県における新型コロナ感染症の感染状況について考察する。

1. コロナウイルスとは

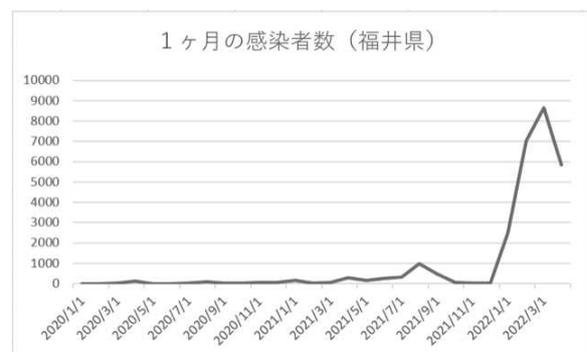
国立感染症研究所の資料¹⁾により、コロナウイルスはどのようなウイルスであるか見てみる。

自然界には、多くの種類のコロナウイルス（以下 CoV と表す）が存在しているが、ヒトに感染するものは、病原体として広く世界に蔓延している4種類と、動物から感染した重症肺炎ウイルスの2種類が知られている。前者の4種類は、HCoV-229E, HCoV-OC43, HCoV-NL63, HCoV-HKU1 と命名されたウイルスで、風邪の10数%はこれらのウイルスが原因と言われている。後者の2種類は、コウモリからと考えられている SARS-CoV とヒトコブラクダからと考えられている MERS-CoV で、いずれも人に感染した場合は、重症肺炎を引き起こす。これらは現在、流行は沈静化しており、国内に入ってくることは今のところ殆どないと思われる。

2. 新型コロナウイルスの感染状況

現在、世界を席卷しているのは SARS-CoV-2 で新型コロナウイルスと呼ばれている。2019年に中国武漢市で発見され、またたくまに世界中に感染が広がった。日本国内では、2020年4月に最初の感染が確認され、同年7月以降感染者が増えてきた。2021年には夏季

に感染者が増え、8月には福井県内で1000人近くが感染している。同年10月、11月、12月には感染者が大きく減少したが、2022年に入って、急激に増加した。通常、インフルエンザウイルスなどの呼吸器系感染症は、冬季に流行するが、新型コロナの場合は違っている。2021年4月から際立って増加傾向にあり、福井県内では、8月に1000人近くの感染者がでた。同年10月以降は1ケタ台に下がり、沈静化するかにみえたが、2022年に入って、4ケタ台で推移している。福井県内の感染者数の動向を、図に示す。データは、日本放送協会（NHK）のまとめ²⁾による。



3. まとめ

今年（2022年）5月の連休中の行楽地の人出は、例年のレベルに戻ったが、人々のマスク着用の習慣は変わらずにいる。データからは

4月の感染者数は3月よりも減少しているが、5月以降はどうか。国内では高齢者に対するワクチンの接種が進んでおり、3回目の接種もまた高率に普及している。しかし、国外におけるワクチン接種率は必ずしも高いわけではないので、今後このウイルスはどのように変異するのか、また、収束の兆しは出てくるのか注視が必要である。

資料

- 1) 国立感染症研究所（NIID）ホームページ
- 2) 日本放送協会（NHK）ホームページ

[書評] 井上武史著

『原子力発電と地域政策／「国策への協力」と「自治の実践」の展開』

小野 一 (日本科学者会議福井支部)

「本書は、原子力発電をめぐる「推進か反対か」の二項対立のなかにも「自治の実践」という共通部分があったことを明らかにする。とりわけ、「推進」の側にあるとされる原子力発電所立地地域における「自治の実践」に焦点を当て、「反対」の側で展開された立地反対運動とは性格こそ異なるものの立地地域もまた主体的に原子力発電と関わってきたことを示す。また、「自治の実践」という共通部分を二項対立を乗り越えるための議論の基盤に加えることによって、再生可能エネルギーの普及や高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定などエネルギー政策の課題解決にも資することを述べる」(本書5頁)。

著者の井上武史は、敦賀市役所勤務の後、福井県立大学地域経済研究所を経て、現在は東洋大学教授。上に掲げた執筆意図を読んで、投げ出す人もいるかもしれない。脱原発とは真逆の立場だからである。だが私たち自身の、原発立地地元への理解は十分だっただろうか。立場の異なる論者の手による地道な地域研究から、学ぶものは少なくない。

本書評では、4つの軸に沿って考えていきたい。

1. 「原発で地元が潤う」はほんとうか

原発(関連施設を含む)誘致をめぐる、おそらく最大の争点となるのがこれである。印象論に頼るのではなく、基礎的な統計資料の読み方に習熟してエビデンスに基づく議論を行いたいものである。

本書の第3章は、比較的初期に実施された3つの調査(日本原子力産業会議による調査、芝田英昭による分析、福井県・敦賀市・美浜町・原子力発電所特別委員会連絡協議会による調査)から出発する。調査主体のスタンスは異なるが、「(経済的)効果の多くが一過性

に終わる」ことが共通して読み取れる。原発建設時の労働力需要がその後縮小することや、固定資産税収入の減少などがその理由だが、最新データを含めて分析し直せば別の見方も可能かもしれない。原発の集積と運転継続、制度(電源三法交付金など)の改正などにより、一過性ではなく、非立地の市町を上回るほど「大きな効果が持続する」ようになった(73頁)。とはいえ、(既存原発の高経年化などにより)このような前提が今後も継続するとは限らない。経済効果は「一過性ではない」が「永遠でもない」ことを立地地域が認識し、安定期から縮小期への移行による地域経済や地方財政への影響を見据えた何らかの対策が必要という(82頁)。

2. 原発立地の政策史的な位置づけとその変容

若狭湾の原発建設に先立ち、福井県内最初の候補地とされたのは、九頭竜川下流の川西地区である。時あたかも、戦後日本が高度経済成長期を迎える頃、原子力「平和」利用の推進とともに、重化学工業拠点の全国各地への分散が国策として追求された。そうした機

運を利用して「後進県」を脱することが悲願だったわけである。その戦略がもたらしたものは総括的に評価されねばならないが、関連する事例として奥越電源開発や福井臨工にも言及される。

福井県における原発の集積は、1962年の全国総合開発計画(全総)とそれに続く新全総の時期に急速に進んだ。だが、77年策定の第三次全国総合開発計画(三全総)では、重厚長大産業と政府の財政支出を基調とした開発に変化の兆しが見られた。新たな地域産業政策が求められるなか、「テクノポリス構想」が提起されたのである。県内でテクノポリスの指定はなかったが、その方向で努力することが先端産業誘致の上でも有効との考え方から1983年に策定された「第四次福井県長期構想」では、嶺南地域の地域別整備構想のなかに「アトムポリス建設構想の推進」が掲げられた。

「福井県新長期構想／福井 21世紀へのビジョン」(1989年策定)では、次の3点が提起された。「原子力発電所が集中立地している特性を活用し、原子力やエネルギーに関する国際的な研究機関や国際協力を図るための施設を整備、誘致することにより、国際的なエネルギー関連の研究拠点を整備します」「原子力発電のエネルギーや温排水を活用した工業、農業、水産業等の拠点を整備し、産業の新たな展開をめざします」「世界的な研究者や技術者が集まる原子力平和利用会議等の開催を促進します」(131頁)。1998年に開所した若狭湾エネルギー研究センター(敦賀市)はその具体化であり、ここでは、県が2005年に策定したエネルギー研究開発拠点化計画に基づくさまざまな事業が推進される。

原発集積地域という特性を活かしてさらなる原子力産業(研究機関)を誘致するアトム

ポリス構想は、重化学工業の衰退と呼応するかたちで大都市圏のハイテク産業再配置を進めるテクノポリス構想とは異なり、既存産業(原子力産業)に新たな発展要素を加える地域開発である。著者によれば、その分、テクノポリス構想よりも「自治の実践」の性格が強い(134頁)。原発推進の前提は変わらないものの、その前提の上で国策の限界を乗り越える「自治の実践」が原子力政策の分野で動き出したわけである。

3. 研究開発拠点化計画は「自治の実践」か

「地域主体の都市再生が重視されるなかで、立地地域における原子力産業政策は従来の路線が成熟社会への転換によって限界に直面することなく、さらに新たな発展の可能性を加えることができる。福井県では後者の取り組みを大きく前進させた」(172頁)。著者によれば、アトムポリス構想からエネルギー研究開発拠点化計画への展開は、グローバルゼーションやローカリゼーションへの対応のなかで原発を新たな地場産業として位置づけ直し、「自治の実践」を強める取り組みとして評価し得る。

福井県は国策に一方向的に翻弄されたのではなく、その時々の主體的判断によりある程度の成果を得てきた、というのは必ずしも誤りでない。ただし「後進県」を脱する方策として原発立地化を選んだのは、せいぜいのところ、限られた選択肢のなかでの「よまし」な選択以上のものではない。地方自治を云々するならば、不条理な選択を強いる権力関係の非対称性こそが問われねばならないはずである。

より本質的な問題は、地方自治の理解の根幹に関わる。誰のための地方自治なのか。著者は、地方分権改革により地方自治が岐路に立たされるなかで、原子力安全規制の課題は

団体自治の側面から、原子力産業政策の課題は住民自治の側面から論じる必要があると述べている(195頁)。

団体自治とは、国との関係において地方政府が行政事務を分掌すること、住民自治とは住民の福利を増進し住民参加により地域を作り上げていくことと理解し得る。機関委任事務の廃止に見られるように、明治政府以来の中央集権的発想が、地方の独立性を重視する方向で変化してはいる。だが、原子力産業の集積を活かした地域開発というアイデアを「自治の実践」とみなすのはいかなものだろうか。これが原発立地自治体で一定の支持があることは、否定しがたい。他方では、原発のリスクを忌避し原発によらない地域作りを望む住民の声も、無視されてはならない。拠点化計画を住民自治の文脈に位置づける議論は、控えめに言っても非常に限定された意味で妥当するに過ぎないのであり、それが国策としての原発推進路線に無批判的に接合するなら、団体自治的な価値観により住民参加を通じた利益増進が侵食される危険を孕むとさえ言い得るのである。

4. 地方自治と将来の問題

最終章(第9章)では、上述の「自治の実践」の経験が再生可能エネルギー普及や核燃料リサイクルにどのように寄与し得るのが考察される。興味深いのは、「原子力政策の場合は「総論賛否両論(二項対立)、各論賛否両論(二項対立)」という状況で進められてきた」が、「総論賛否両論のままで各論としての(放射性廃棄物)処分地の選定を実現することはきわめて難しい」ので、「社会的合意としての総論賛成を得ることによって各論への賛成も広がる」という著者の考えである(232頁)。

冒頭にも記したが、本書評の読者の多くはこれとは逆に、脱原発の方向での合意形成を求めているだろう。

だが、脱原発が実現しても、原発の「負の遺産」としての各論への取り組みは残る。その意味でも、異なる立場からの研究成果の批判的包摂は重要である。本書の続編となる井上武史『原子力発電と地方財政／「財政規律」と「制度改革」の展開』(晃洋書房、2015年)もあわせて参照すると有益だろう。

書名『原子力発電と地域政策—「国策への協力」と「自治の実践」の展開』

著者名 井上武史 著

出版社名 晃洋書房

出版年 2014年

判型 A5判; 総頁数 258頁



定価 3500円+税





編集後記

高木秀男さんの科学者会議での「研究者の権利・地位宣言/倫理綱領」長年のい

ろんな視点での議論，面白く読んだ．棚ざらしから「日本科学者会議憲章」として制定の提案に共感した．

寺岡さんの教育・学生担当理事・福井大学副学長としての取り組みとそのベースの論理が示されていた．森さんの取り組みも，含めて長年の蓄積があつてのこと，それは不安定雇用では得られない．国立大学では20年間で正規雇用が2万人減，更に無期転換逃れの雇い止めが4500人にもなる．人に冷たいから衰える大学を改めて思った．大学の授業では，学生自治会が長年再建されなくて，学ぶ主体の有り様が課題だと思った．私は1971年前後の学生時代，学内で最初に学生の学科組織をつくり代表となり，30名ほどで学科長らと授業などの要求アンケートで話し合った．2002年前後にその母校に非常勤で通うと”授業アンケートで大学側と交渉”の学生自治会の看板に出会し，嬉しかった．先日，生徒も大人（教師）も1票のミーティングで決める映画”夢見る小学校”を見て，大学や他の学校の異常を思った．

伊藤さんの「メディアと権力」の現在

を考える」は，校正で読まれた高木さんは絶賛でした．同感でしたが，情報リテラシーの学生授業を含めることで「大学教育特集」にすると読み手本意だと考えた編集の私には心残りでした．これは欲張りでした．

松原信也さんの北陸新幹線福井開業と在来線を考える会の特急存続，「不便になる新幹線」で運動が広がり，県・町も存続を表明で存続実現かと期待したが，残念でした．並行在来線への取り組みを含めて今後期待したい．

原稿不足を5月のズーム総会で相談すると，笠原さんに原発での名古屋バックフィット訴訟判決を書いて欲しいとの意見で，直ぐに寄稿頂いた．会議の効果であった．

前号から執筆者にサンプルの仕様を送付して，これに書き込んで頂き，印刷会社がやってくれた目次やページ校正PDF化を編集者で行うことで印刷代は半額になった．これで経費面で年2回の出版継続ができるようになった．合わせて，月刊誌『日本の科学者』と書式を揃え，ネット検索されやすいように概要を付けた．このワード，時折インデントが自動的にずれて直せない等など一太郎に比べ使いにくい．使い手の声が届かない．『福井の科学者』も同じだと気づいた．miyamotoshi@gmail.comに届けてくだされば『読者の声』を設けます．

(宮本重信)

福井の科学者 第138号

2022年6月20日発行

編集・発行 日本科学者会議福井支部 頒価 500円 郵送の場合 680円

連絡先 〒910-0101 福井市つくし野3-906

山本富士夫

TEL・FAX 0776-55-1358

Email yamamo96@yahoo.co.jp

＝会員の著書紹介＝

書名 **家畜の不思議シリーズ** 7巻のうち3巻

- ① にわたりの不思議 発行 2018年12月
⑤ 日本鶏の不思議 発行 2019年8月
⑥ 畜産物の不思議 発行 2019年10月

著者 加藤武市 発行 加藤技術士事務所
定価 いずれも1,000円(税込)

書名 **教育の歴史的展開と現代教育の課題を考える**

—追究—コミュニケーションの軸から

著者 森透 発行 2020/5/30

出版社：三恵社 定価 2,970円

福井県医療生活協同組合

〒910-0026 福井市光陽2丁目18-15 TEL (0776) 27-2318
FAX (0776) 24-8290

光陽生協病院

TEL (0776) 24-5009

つるが生協診療所

TEL (0770) 21-0176

ショートステイきらら

TEL (0776) 21-8525

光陽生協歯科診療所

TEL (0776) 24-8784

光陽生協クリニック

TEL (0776) 24-3310

たけふ生協歯科診療所

TEL (0778) 22-5666

デイケアさんさん

TEL (0776) 24-5524

さかい生協歯科診療所

TEL (0776) 67-6333

光陽訪問看護ステーション

TEL (0776) 24-9996

つるが生協在宅総合センター「和」^{なごみ}

TEL (0770) 25-4311

光陽ホームヘルパーステーション

TEL (0776) 24-9997

小規模多機能介護施設しんじょういこい

TEL (0776) 60-2110

光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

TEL (0776) 24-9990